

# 点検評価ポートフォリオ 香川県立保健医療大学

2024 年 5 月



## はじめに

香川県立保健医療大学は、全国と比べ少子高齢化の進展が早く、また、糖尿病等の生活習慣病の有病率が高い香川県において、医療の高度専門化や複雑多様化する県民の健康ニーズに対応できる高度な保健医療専門職を養成する目的で、平成16年4月に保健医療学部看護学科、臨床検査学科の2学科構成で開学した。開学以降、優れた保健医療専門職の養成及び地域への貢献に取り組んできたが、平成21年4月に大学院保健医療学研究科を開設し、同時に県内の看護職養成の需要に応えるべく看護学科の定員を増員するとともに、平成24年4月には助産学専攻科を開設した。さらに、地域の保健医療の質向上、健康長寿社会の推進や次世代育成支援等に寄与すべく、高度な専門知識を持ち、新規かつ独創的な研究成果を発信する教育者・研究者を育成するために、大学院保健医療学研究科に臨床検査学専攻博士後期課程を平成29年4月に、看護学専攻博士後期課程を平成31年4月に開設した。

また、看護学教育については、地域包括ケア推進やタスクシフト・シェア等に伴い、今後求められる看護実践能力の向上に対応すべく、令和2年4月より看護師基礎教育の4年制を開始した。これに伴い、学部選択で行っていた保健師教育と、助産学専攻科で行っていた助産師教育は、大学院保健医療学研究科博士前期課程実践者養成コースに移行し、令和4年4月から両教育課程を開始している（令和5年3月に助産学専攻科廃止）。変化する保健医療ニーズに適時適切に対応すべく、このような大学院拡充を含め必要な教育改革を進めてきた。そして、教育改革に伴い、教員の組織改編も行い教育体制の充実に努めてきた。

一方、本学は県内で唯一の県立大学であり、地域貢献は重要な使命である。平成23年4月に地域連携推進センターを設置し、毎年十数件の地域連携事業を選定し、教職員のみならず学生もともに

協働し、様々な活動を実施している。地域住民に対しては、小中学生を対象とした科学教室を、また成人を対象とした公開講座を実施している。テーマはアンケート等で希望に応じた内容となるよう工夫しており、毎年多くの参加者を得て大学行事として地域に定着している。加えて個々の教員が各々専門とする領域において、県下の保健医療専門職を対象とした学習会等を企画実施し、共同研究につながるなど実践現場により近い活動を展開している。

こうした中、自己点検・評価については、学校教育法に基づき、平成22年度、平成28年度に大学機関別認証評価を受審し、第三者評価機関である（財）大学基準協会から「大学基準に適合している」との評価を受け、各々「自己点検・評価報告書」として公表している。今般の自己点検・評価に当たっては、改めて全学的に実施している会議、委員会の目的及び位置づけを見直し、大学として「課題」を捉え、自ら改革していく体制の再検討を行った。特に「内部質保証」において、大学としての方針を定め、これまで学科単位で完結していたカリキュラム検討等も全学的な取組みとして実施し、適切なPDCAサイクルによる大学の質保証及び向上を図る体制を構築した。本学においては、全学的な内部質保証については緒についたばかりでもあり、既存の自己点検評価委員会の役割の再検討等、さらなる整備を図る予定である。

少子超高齢多死社会に向けて、地域再生や保健医療提供体制等の核づくりを担う県立大学として、求められる役割を全うするために、教育、研究、地域貢献を基礎とし、自らを厳しく点検評価し、弛まぬ改革を進めていく必要がある。今回大学機関別認証評価受審において明らかになった課題については、速やかに学内に展開し改善に取り組み、今後の発展につなげていきたい。



## 目次

大学の概要	2
大学の目的	5
<b>I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料</b>	<b>7</b>
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事（①大学）	8
（②大学院）	10
ロ 教員組織に関する事（①大学）	12
（②大学院）	14
ハ 教育課程に関する事（①大学）	16
（②大学院）	18
ニ 施設及び設備に関する事	20
ホ 事務組織に関する事	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	28
リ 財務に関する事	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	32
<b>II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料</b>	<b>35</b>
取組み1 「学生が学修活動をセルフマネジメントする『「学修・キャリア」ポートフォリオ』の導入」	37
取組み2 「県内就職向上に向けた進路指導の充実」	38
取組み3 「『学生を対象にした教育評価アンケート調査』に基づく教育改善への取組み」	39
取組み4 「外部資金（科研費等）獲得による研究水準向上への取組み」	40
取組み5 「」	41
<b>III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料</b>	<b>43</b>
取組み1 「地域住民及び保健医療従事者と協働する地域連携推進活動」	45
取組み2 「学生主体で地域活動を創造・参画し実施する地域健康サポーター実習」	46
取組み3 「保健医療機関との地域連携型共同研究について」	47
取組み4 「実践者養成コース：公衆衛生看護学と助産学の合同で学ぶ地域包括ケア」	48
取組み5 「」	49
認証評価共通基礎データ	51

# 大学の概要

## 1) 大学名

香川県立保健医療大学

## (2) 所在地

香川県高松市牟礼町原281番地1

## (3) 学部等の構成

学 部：保健医療学部 看護学科

臨床検査学科

研究科：保健医療学研究科 看護学専攻

臨床検査学専攻

## (4) 学生数及び教職員数 (2024年5月1日現在)

学生：学部 355名、大学院 48名

教員： 52名

職員： 10名

## (5) 理念と特徴

基本理念として、「生命の尊厳を畏敬する深い人間愛を基盤として、教育、研究、地域貢献を推進する。生涯にわたる知の探究と自己の能力を開発していく力を有し、地域の保健医療をリードする人材を育成するとともに、国際的視野を有し、保健医療の発展に寄与する先駆的研究を進め、地域のニーズに応える情報発信や教育研究拠点として活動する。」ことを掲げている。

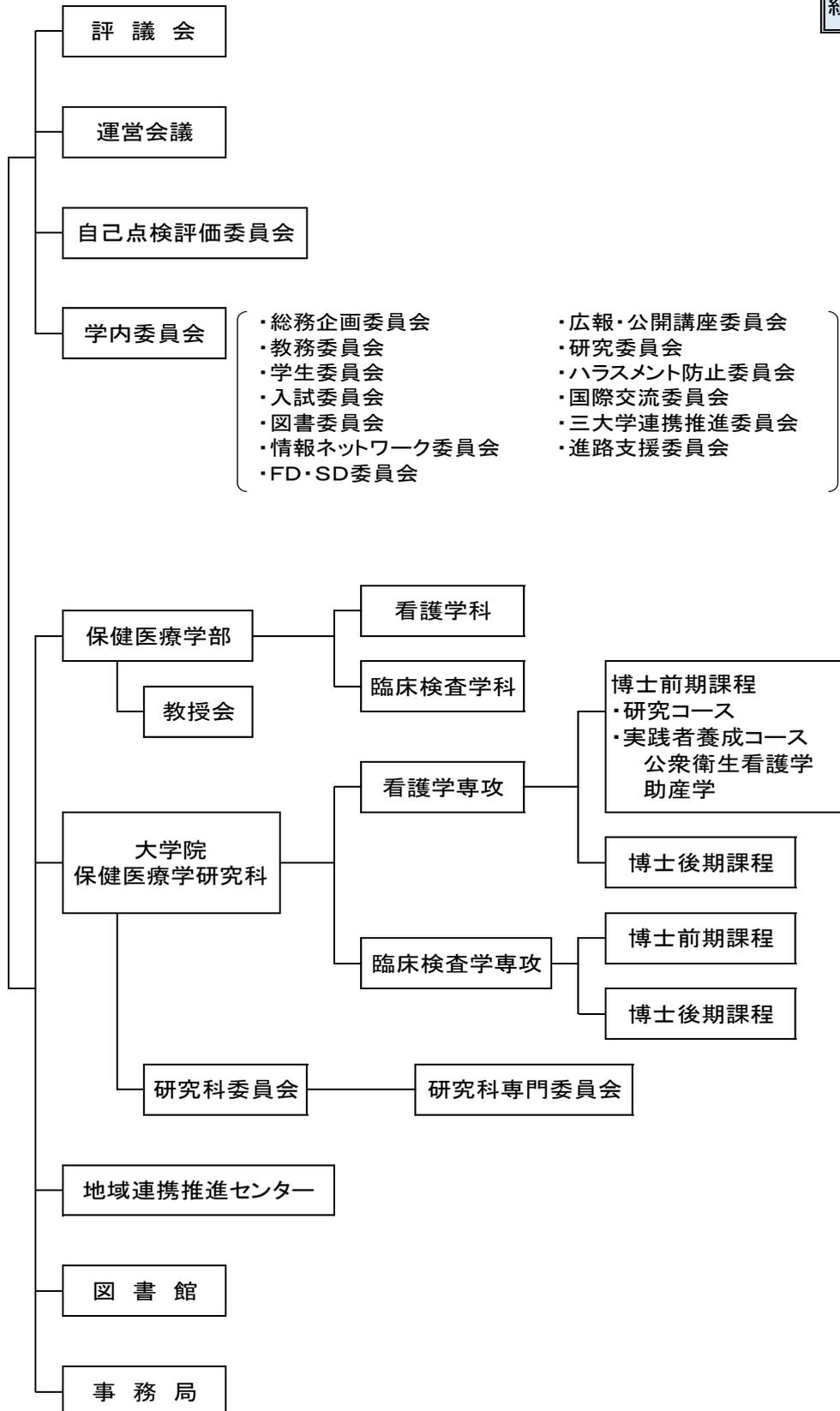
この理念を実現するための教育目標として以下5項目をあげ、大学が育成しようとしている人材を明示している。

- 1 高い倫理観と教養を備えるとともに、深い人間愛に基づいて生命の尊厳を重んじることができる人間性豊かな人材を育成する。
- 2 看護学・臨床検査学に関する専門的知識・技術に基づいた総合的判断力を備え、実践することができる人材を育成する。
- 3 科学的思考力に基づいた豊かな創造性と探求心を持ち、生涯にわたり自らの能力の向上に努め、社会環境の変化や医療の高度化・多様化に適切に対応できる人材を育成する。
- 4 保健・医療・福祉における他の専門職と連携協働して、自らの役割と社会的使命を果たすことができる人材を育成する。
- 5 地域や国際社会の特性や問題を広い視野で理解し、多様な保健・医療・福祉の課題に適切に対応し、保健医療の向上に主体的に貢献できる人材を育成する。

特徴として、「県民に一目置かれる大学」として、人々の健康で心豊かな未来を拓くと謳っているとおり、社会のニーズに応えるべく、地域支援活動を実習に取り入れるなどのユニークなカリキュラムの編成や大学院教育の拡充等を積極的に進めている。

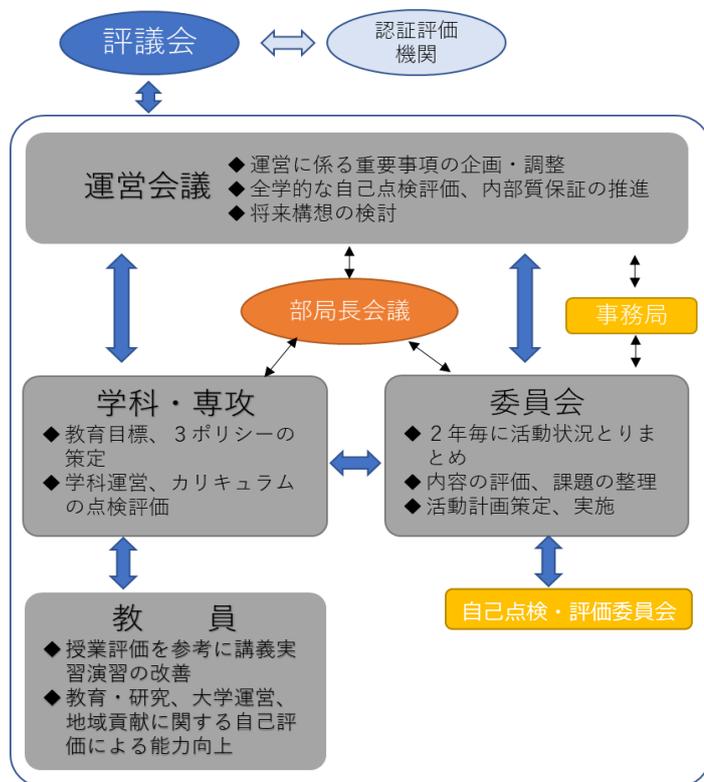
(6) 大学組織図

組 織 図



## (7) 内部質保証体制図

香川県立保健医療大学 内部質保証について



### ●内部質保証の体制

全学的な内部質保証に責任を負う組織は、運営会議としており、将来構想も担っている。運営会議において、自己点検評価を統括し、内部質保証が適切に機能するようマネジメントしている。なお、運営会議の所掌事項に改めて「自己点検評価及び内部質保証に関する事項」を追加することにより、本会議の役割を明確にすることとしている。

また、学長、副学長、図書館長、事務局長等で構成する部局長会議で、学内組織相互における情報共有・調整等を行っている。

### ●点検評価の実施

内部質保証に関しては、「個々の教員」「学科及び専攻」「委員会」「大学運営」の4つのレベルでPDCAサイクルを回し、組織的・継続的な改善を遂行している。

教員個人レベルでは、FD・SD委員会による授業評価を参考に講義、演習、実習を改善する。また、1年間の教育・研究、大学運営、社会貢献に関する自己評価を行い能力向上に努めるとともに、昇任等の検討の際にも活用している。

本学は、保健医療学部看護学と臨床検査学の2学科、保健医療学研究科看護学と臨床検査学の2専攻であり、学部から大学院教育をラダー構成で教育を展開しており、各々教育目標や3つのポリシーを定めている。これに沿って学科運営やカリキュラムの点検評価を各学科及び各専攻で行っている。

委員会レベルでは、各委員会が2年ごとに、活動の取りまとめ及び評価を行い、課題を整理し、全体報告を行っている。これを受けて、次の2年間の活動計画を立て実施している。自己点検・評価委員会において、点検評価を行うこととしている。なお、各委員会の点検評価等の確認については、運営会議で行うこととし、自己点検・評価委員会は廃止予定である。

大学全体の運営については、運営会議で企画し、各学科及び各専攻、関連委員会間の調整を経て、教授会・研究科委員会で協議し、評議会承認を得ている。

また、このうち委員会レベルと大学運営には事務局メンバーが関わっており、特に県行政部局との協働を円滑にしている。

### ●外部評価の活用

大学運営については、年間方針を「学長ビジョン」として示し、毎年評議会にて評価を受けている。なお、内部質保証等については、外部機関による認証評価を受ける。

## 大学の目的

### (1) 条例

#### 香川県立保健医療大学条例

##### (設置)

第1条 保健医療に関する高度の専門的な知識及び技術を教授研究し、県民の保健医療の向上と福祉の増進に寄与するため、香川県立保健医療大学（以下「大学」という。）を高松市に設置する。

### (2) 学則

#### 香川県立保健医療大学学則

##### (目的)

第1条 香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）は、医療技術に関する専門の知識及び技術を教授研究し、並びに豊かな教養及び人格を備えた資質の高い人材を育成することにより、県民の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 香川県立保健医療大学大学院学則

##### (目的)

第1条 香川県立保健医療大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、人々の健康と自立の支援を基本理念として、保健医療の分野においてより高度で専門的な学術理論及び実践能力を修得するとともに、包括的な判断能力と指導力を有する高度専門職業人を育成することにより、保健・医療・福祉が連携した質の高い総合的サービスを提供し、高度な専門知識を持ち、新規かつ独創的な研究成果を発信する研究能力を持つ教育者・研究者を育成することにより、地域の保健医療の質向上、人々の健康増進、ひいては、健康長寿社会の推進や次世代育成支援に寄与することを目的とする。



## I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

# イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

## (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>1)大学の目的</b>          本学は、学則第1条に大学の目的を定め、そして学則第2条に学部等の目的を定めている。本学の目的は、生命の尊厳を畏敬する深い人間愛を基盤として教育、研究、地域貢献を推進し、地域の保健医療をリードする人材を育成することとしている。</p> <p>保健医療学部では、地域のニーズに応える専門職としての看護師と臨床検査技師の養成を目的として、看護学科と臨床検査学科を置いている。各学科は、大学の理念・目的を受けて、看護学及び臨床検査学の学問と実践の特性を反映した教育目的・目標を定めている(大学案内、ホームページ(以下「HP」)、シラバス)。特に、大学院博士後期課程を設置した時期に(臨床検査学専攻 2017(平成 29)年度、看護学専攻 2019(令和元)年度)、看護学および臨床検査学の学部と大学院の専門性の探求が一貫するように、各学科の3つのポリシー策定と共に教育目的・目標を明確にしている。</p> <p><b>2)大学の課程</b>          2004(平成 16)年度の開学時から 2021(令和3)年度まで、保健医療学部の外に教養部(英語・情報科学・基礎医学の教員4人)を設置していたが、小規模大学である点や、2022年(令和4)年度から両学科の教育課程を「教養教育科目・専門基礎科目・専門科目」の3区分から、「基礎科目・専門科目」の2区分に再編したことにより、教養部を廃止して教養部の教員は各学科内の構成員となった。</p> <p><b>3)大学の組織・収容定員等</b>          2009(平成 19)年度には、社会の要請に応じて看護学科の定員を50人から70人に増員した。また2012(平成 24)年度には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正により、保健師養成を学部20人選択制とし、助産師養成は10人定員の助産学専攻科を開設した。</p> <p>2019(令和2)年度からは、地域包括ケアシステムに伴う在宅看護の推進や医師タスクシフトを背景にして、学部4年間で看護師のみの養成にして、臨床看護実践能力の強化を図ることとした。これに伴い、2022(令和4)年度から、助産師と保健師の養成を大学院に移行し、助産学専攻科を閉じた。</p> <p>臨床検査学科は、開学時より20人定員である。          2024(令和6)年度、学部定員は1学年90人(看護学科70</p>	<p>人、臨床検査学科20人)で、4学年全体で合計360人である。各学年の「留年・退学者数」は、0~4人の範囲であり、ほぼ収容定員360人を保持し適正管理できている。</p> <p style="text-align: center;"><b>入学定員、在籍学生数 (2024年度)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>看護</th> <th>臨検</th> <th>全体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学定員</td> <td>70人</td> <td>20人</td> <td>90人</td> </tr> <tr> <td>収容定員</td> <td>280人</td> <td>80人</td> <td>360人</td> </tr> <tr> <td>在籍学生総数</td> <td>278人</td> <td>77人</td> <td>355人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">学年別</td> <td>4年生</td> <td>67人</td> <td>18人</td> <td>85人</td> </tr> <tr> <td>3年生</td> <td>70人</td> <td>20人</td> <td>90人</td> </tr> <tr> <td>2年生</td> <td>64人</td> <td>19人</td> <td>83人</td> </tr> <tr> <td>1年生</td> <td>77人</td> <td>20人</td> <td>97人</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4)学部の専任教員数</b>          2024(令和6)年度、専任教員数は、看護学科36人、臨床検査学科16人である(現在教授2名を募集中)。          また、S/T比(教員1人当たりの学生数)は、看護学科7.7、臨床検査学科4.8、全体では6.8であり、大学設置基準を満たしている。</p> <p style="text-align: center;"><b>専任教員数、学生数、S/T比 (2024年度)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>教員数</th> <th>学生数</th> <th>S/T比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護</td> <td>36</td> <td>278</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>臨検</td> <td>16</td> <td>77</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>52</td> <td>355</td> <td>6.8</td> </tr> </tbody> </table>		看護	臨検	全体	入学定員	70人	20人	90人	収容定員	280人	80人	360人	在籍学生総数	278人	77人	355人	学年別	4年生	67人	18人	85人	3年生	70人	20人	90人	2年生	64人	19人	83人	1年生	77人	20人	97人	学科	教員数	学生数	S/T比	看護	36	278	7.7	臨検	16	77	4.8	全体	52	355	6.8
	看護	臨検	全体																																															
入学定員	70人	20人	90人																																															
収容定員	280人	80人	360人																																															
在籍学生総数	278人	77人	355人																																															
学年別	4年生	67人	18人	85人																																														
	3年生	70人	20人	90人																																														
	2年生	64人	19人	83人																																														
	1年生	77人	20人	97人																																														
学科	教員数	学生数	S/T比																																															
看護	36	278	7.7																																															
臨検	16	77	4.8																																															
全体	52	355	6.8																																															
自己評価結果	大学の理念・目的を受けて、また、社会が求める人材像を把握して、各学科の教育目的及び組織体制に反映させている。大学設置基準を満たしている。教員数と学生数の適正管理ができている。																																																	
優れた点	国及び県が求める看護職の量と質の両側面を鑑みて大学組織の改編をしている。看護学と臨床検査学の専門性に応じた組織体制にしている。																																																	
改善を要する点																																																		

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	<b>教育基本法</b>	
①	<b>第七条（大学）</b> 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	<a href="#">香川県立保健医療大学学則</a> 総則 第1条
	<b>学校教育法</b>	
②	<b>第八十三条</b> 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	<a href="#">香川県立保健医療大学学則</a> 総則 第1条
	<b>大学設置基準</b>	
③	<b>第二条（教育研究上の目的）</b> 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	<a href="#">香川県立保健医療大学学則</a> 総則 第1条 総則 第2条第2項
④	<b>第三条（学部）</b> 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	<a href="#">香川県立保健医療大学学則</a> 総則 第2条第1項 <a href="#">香川県立保健医療大学条例</a> 第2条第1項 <a href="#">香川県立保健医療大学規則</a> 第8条第1項
⑤	<b>第四条（学科）</b> 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	<a href="#">香川県立保健医療大学学則</a> 総則 第2条第1項 <a href="#">香川県立保健医療大学条例</a> 第2条第2項 <a href="#">香川県立保健医療大学規則</a> 第8条第1項
⑥	<b>第五条（課程）</b> 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	課程の設置はない
⑦	<b>第十八条</b> 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	<a href="#">香川県立保健医療大学学則</a> 総則 第2条第1項 <a href="#">香川県立保健医療大学規則</a> 第8条第1項  共通基礎データ
⑧	<b>第四十条の四（大学等の名称）</b> 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	<a href="#">香川県立保健医療大学学則</a> 総則 第1条

# イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

## (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1) 本学大学院の目的

大学院学則総則第1条に本学大学院の目的を定め、大学院学則総則第2条第2項に研究科の目的を定めている。その目的は、人々の健康と自立の支援を基本理念とし、保健医療の分野において高度専門職業人を育成し、また高度な専門知識を持ちリーダーシップを発揮できる研究能力を持つ教育者・研究者を育成することにより、地域の保健医療の質向上、健康増進、健康長寿社会の推進や次世代育成支援に寄与することとしている。

### 2) 大学院の課程

大学院保健医療学研究科は、それまでの保健医療学専攻看護学分野、臨床検査学分野の1研究科1専攻を、2017(平成29)年度に、高度専門職業人の育成と大学院教育の充実を図るため、1研究科2専攻とし保健医療学研究科看護学専攻(修士課程2年間)と臨床検査学専攻(博士前期課程)及び臨床検査学専攻(博士後期課程)に改変した。2019(令和元)年度には看護学専攻(博士前期課程)及び看護学専攻(博士後期課程)を設置した。また、医療の高度化や多様化する社会のニーズに対応するために、学部と専攻科でそれぞれ行っていた保健師、助産師資格を取得するための教育課程を、2022(令和4)年度から保健医療学研究科看護学専攻博士前期課程実践者養成コースとし、実践者養成コース公衆衛生看護学で保健師養成を、実践者養成コース助産学で助産師養成を行うこととした。

標準修業年限は博士前期課程が2年、博士後期課程が3年であるが、職業を有している等の事情がある場合は長期履修制度により、それぞれ4年あるいは6年までの期間での履修を可能としている。

### 3) 研究科の組織・収容定員等

研究科の構成員は講師以上の職位の学部教員の兼務によることから、大学院博士前期課程では特に学部との連携を重視している。学部教育においては大学院生を招いての講演会や課題研究発表会、卒業研究等を行い、学部教育との連続性や連携を重視した編成となっている。

入学定員充足率は実践者養成コースでは開設からの3年間平均、他は過去5年間の平均で、看護学専攻は博士前期課程研究コースが0.76、実践者養成コース0.67、博士後期課程が

0.7である。臨床検査学専攻は博士前期課程が0.8、博士後期課程が0.4である。実践者養成コース開設当初の充足率が低い、これは本学学部4年生時において保健師教育課程を選択できたためである。入学定員充足率は実践者養成コースを除き年々低下傾向にある。博士後期課程においては入学者が0人である年度があり、2024(令和6)年度の臨床検査学専攻の収容定員充足率は0.33である。このような現状に対し、研究科専門委員会とワーキングチームで分析を行い、研究科委員会と入試委員会が連携し対応している。具体的には2次募集の実施と、出願資格審査基準の見直しによる社会人枠の拡充を行った。また、学部学生に対して講義や卒業研究等を通して大学院進学の魅力積極的に伝えたり、博士前期課程修了者に後期課程への進学を勧めたりするとともに、近隣の医療機関や技師会等と連携した大学院進学希望者のリクルートなどの対応を行っており、これらの努力を継続しつつ、定員充足率の向上を図っている。看護学博士後期課程においては、3年生の在籍学生数の増加と2024(令和6)年度の平均在籍年数の延長が認められる。これは学生が、医療機関に従事する社会人であり、ここ数年コロナ禍により医療機関での職務に専念する必要があったことや、感染予防の点から研究や調査を一時中断せざるを得なかったという事情がある。また、社会人学生等には職場や家庭の事情による休学や長期履修制度の活用を行い修学期間内に修了できるように支援を行っている。

入学定員、在籍学生数(2024年度)

	看護学		臨床検査学		全 体	
	前期課程	後期課程	前期課程	後期課程		
入学定員	25人	2人	3人	2人	32人	
収容定員	50人	6人	6人	6人	68人	
在籍学生総数	35人	8人	3人	2人	48人	
学 年 別	3年生	7人	1人	0人	8人	
	2年生	16人	0人	2人	1人	19人
	1年生	19人	1人	1人	0人	21人

大学院過去5年間の平均在籍年数

課程名	専攻名	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
博士前期	看護学	2.5	2.4	2.6	2.6	2.5
	臨床検査学	2	2	2	2	2
博士後期	看護学	—	3	3.2	3.2	4
	臨床検査学	3.5	3	3	3	3

自己評価結果	学校教育法に則り適切に目的が定められ、大学院設置基準を満たしている。
優れた点	長期履修制度を設け、地域における高度専門職業人の育成に努めている。
改善を要する点	大学院の定員管理について、学部からの進学及び社会人入学を支援する体制を充実させる必要がある。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十九条</b>            大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。            ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	<a href="#">香川県立保健医療大学大学院学則</a> 総則 第1条
	大学院設置基準	
②	<p><b>第一条の二（教育研究上の目的）</b>            大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	<a href="#">香川県立保健医療大学大学院学則</a> 総則 第2条第1項、第2項
③	<p><b>第二条（大学院の課程）</b>            大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。            2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	<a href="#">香川県立保健医療大学大学院学則</a> 総則 第2条第3項
④	<p><b>第三条（修士課程）</b>            修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。            2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。ことができる。            3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	<a href="#">香川県立保健医療大学大学院学則</a> 総則 第2条第4項 総則 第4条
⑤	<p><b>第四条（博士課程）</b>            博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。            2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。ことができる。            3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。ことができる。            4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。            5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。ことができる。</p>	<a href="#">香川県立保健医療大学大学院学則</a> 総則 第2条第4項、第5項 総則 第4条
⑥	<p><b>第五条（研究科）</b>            研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	<a href="#">香川県立保健医療大学大学院学則</a> 総則 第2条第1項 総則 第3条
⑦	<p><b>第六条（専攻）</b>            研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。            2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	<a href="#">香川県立保健医療大学大学院学則</a> 総則 第2条第6項
⑧	<p><b>第十条（収容定員）</b>            収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。            2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。            3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<a href="#">香川県立保健医療大学大学院学則</a> 総則 第3条 共通基礎データ
⑨	<p><b>第二十二條の四（研究科等の名称）</b>            研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<a href="#">香川県立保健医療大学大学院学則</a> 総則 第2条第1項、第6項

## ロ 教員組織に関すること (①大学)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 教授会

教授会の運営については、学則第 37 条に規定している。教授会は、教授の職位の教員のみを構成員とし、学長を議長として、会議を月2回開催している。学生の入学、卒業及び学位授与の他、教授を委員長とする 13 の各委員会における教育研究その他の重要事項に関する審議を行っている。

#### 2) 教員構成

教員組織の編成については、大学設置基準に準じて学則第 31 条と第6条第1項に規定している。

2024(令和6)年度の保健医療学部の専任教員は 52 人で、看護学科(36 人)と臨床検査学科(16 人)に所属している。現在、教授3人は募集中である。

52 人の職位構成は「教授 17 人、准教授9人、講師 12 人、助教 12 人、助手2人」で、このうち助手1人は、県立病院との人事交流を目的に、2021(令和3)年度から病院看護師を2年任期で継続的に採用している。年齢構成は、「60 代:8人、50 代:19 人、40 代:12 人、30 代:11 人、20 代:2人」である。2021(令和3)年度から 65 歳定年退職者が続いているため、40～50 歳代の教授及び准教授に世代交代を図っている。

専任教員の職位別年代別人数 (2024年度)

年代	学科	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	全体
60代	看護	5	0	0	0	0	5	8
	臨検	2	1	0	0	0	3	
50代	看護	6	6	2	1	0	15	19
	臨検	3	0	1	0	0	4	
40代	看護	1	0	4	3	1	9	12
	臨検	0	1	1	1	0	3	
30代	看護	0	0	2	3	1	6	11
	臨検	0	1	2	2	0	5	
20代	看護	0	0	0	1	0	1	2
	臨検	0	0	0	1	0	1	
合計	看護	12	6	8	8	2	36	52
	臨検	5	3	4	4	0	16	
全体		17	9	12	12	2	52	

看護学科は8領域、臨床検査学科は4領域の専門領域で構成し、各領域の教授が中心となって領域内の教育研究活動を展開し

ている。各学科の学科長は、2年毎に学科の目標や運営体制を計画し、それを運営会議で共有して、学科内の活動を指揮統制している。教授会で決定事項を周知するとともに、学科内の教員の意見を吸い上げるために、各学科で会議を開催している。

#### 3) 専任教員の採用昇進

教員の採用昇進については、2019(令和元)年度より教員選考規程を見直し、職位別の採用基準を定めている。幅広く優秀な人材を確保するために原則として公募としているが、各学科の教員構成や教育研究活動の現状を把握し、年1回の学内昇進制度も活用している。

准教授は7年、講師は6年、助教は5年の任期制を採用している。本人が任期期間中の「研究、教育、地域貢献、組織運営」の活動成果を自己評価し、それを「再任審査委員会」に提出して職位別基準に照らして審査し、教授会に提案して再任を審議する。

#### 4) 授業科目の特性に応じた科目担当教員

本学は、看護師及び臨床検査技師の養成を目的としているため、「主要と認める授業科目」は、＜専門科目群＞の中の必修科目である。これらの科目責任者は、当該科目の専門性が保証できる専任教員の教授あるいは准教授が 100%担当している。この中の臨地実習科目や学内演習科目は、学生が実践に必要な知識技能を確実に習得できるように複数の専任教員で協働し、加えて、学外の「特別講義講師」「授業支援者」「大学院生 TA」を採用して実践的な授業展開を行っている。＜基礎科目群＞及び＜専門科目群＞の選択科目の中で、学内で担当できる教員が不在の場合、学外の「非常勤講師」を科目責任者としている。非常勤講師の任用については、教授会で経歴や業績調書に基づいて担当可否を審議し、決定後にディプロマ・ポリシーと担当科目の位置づけを説明(シラバスに提示)し、シラバス授業計画の記述を依頼している。臨地実習科目は、総合的な実践能力を身につけるための重要な必修科目である。実習施設の責任者には臨地教授・准教授の称号を提供して、専任教員と連携した質の高い実習指導体制となるよう努めている。看護学科では、1人の専任教員が6人程度の少人数グループを担当し学生の個別性に応じた実習指導を行うため、専任教員が不足する場合は、「実習指導助手」を非常勤で採用し、専任教員の指導の下実習指導している(実習指導要領に役割明記)。

自己評価結果	看護学科と臨床検査学科の特性を活かした教員組織となっている。教員の研究と担当科目が一致するよう配置している。教員間の協働ができています。非常勤講師を有効活用している。
優れた点	看護学科と臨床検査学科が専門性や特性を活かした組織運営ができています。
改善を要する点	看護学科と臨床検査学科の組織運営の現状について定期的に情報交換し、多角的に現状分析する機会が必要である。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十三条</b> 大学に、教授会を置く。</p> <p>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p><a href="#">香川県立保健医療大学学則</a> 評議会、教授会及び運営会議 第 37 条</p>
	大学設置基準	
②	<p><b>第七条（教育研究実施組織等）</b> 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 省略 3 省略 4 省略 5 省略</p> <p>6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p>	<p><a href="#">香川県立保健医療大学学則</a> 職員組織 第 31 条 <a href="#">香川県立保健医療大学規則</a> 第 6 条第 1 項 <a href="#">香川県立保健医療大学教員選考規程</a></p>
③	<p><b>第八条（授業科目の担当）</b> 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。</p> <p>2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p> <p>3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>	<p>非常勤講師に関する申合せ事項 臨地実習指導要領 <a href="#">「学部シラバス」</a></p>
④	<p><b>第十条（基幹教員数）</b> 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<p><a href="#">香川県立保健医療大学教員選考規程</a></p> <p>共通基礎データ</p>

③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和 4 年 9 月 30 日文科科学省令第 34 号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

## □ 教員組織に関すること (②大学院)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 研究科委員会

研究科委員会については大学院学則第18条に規定し、委員会は研究科長及び研究科の授業を担当する教授等により構成され、月1回定例の会議を開催している。研究科委員会においては審議事項を定め、学生の入学及び修了、教育課程や学位に関する事項等を挙げている。また、研究科委員会の円滑な運営のために研究科委員会規程第8条に基づき、研究科専門委員会を設け、主に研究科の教務に関する事項を審議し、審議した内容を学長及び研究科委員会に報告することとしている。その所掌事務は、規定に関すること、研究科担当教員資格審査規程及び教育研究業績判定基準に基づき科目担当教員・研究指導教員・研究指導補助教員の資格審査に関すること、研究計画書審査及び論文審査、学生の入学、修了等に関する事項、教育課程や履修等に関する事項等を扱う。また、この所掌事務のうちから範囲を特定し、企画立案を行い実務に当たるものとして、ワーキングチームを配置している。また、各専攻においては大学院教員等による専攻会議を月1回開催している。

#### 2) 教員構成

研究科には研究科長、各専攻に専攻長を置き、研究科専門委員会の委員長は専攻長1名が兼務している。研究指導は博士前期課程を32名、博士後期課程を24名が担当しており、全員が博士号の取得者である。研究指導は主研究指導教員が担当することとなるが、必要に応じて副研究指導教員を選任することができることとしている。

専任教員数及び研究指導教員、研究指導補助教員数については、以下の表のとおりである。看護学専攻博士後期課程においては、専任教員数が1名不足しているが、確保できる予定である。

##### 専任教員数 (博士前期課程)

	教授	准教授	講師	計	博士取得者数
看護学専攻	10	6	4	20	20(100.0%)
臨床検査学専攻	6	2	4	12	12(100.0%)

##### 専任教員数 (博士後期課程)

	教授	准教授	講師	計	博士取得者数
看護学専攻	10	1	0	11	11(100.0%)
臨床検査学専攻	6	2	4	12	12(100.0%)

#### 研究指導教員、研究指導補助教員

専攻	研究指導教員	研究指導補助教員	合計
看護学専攻博士前期課程	20	0	20
看護学専攻博士後期課程	11	1	12
臨床検査学専攻博士前期課程	12	0	12
臨床検査学専攻博士後期課程	11	1	12

教員の年齢構成は、50代が48.7%と最も多く、次いで60代の23.5%であり、年齢構成比が比較的高齢に偏っているが、30～40代も26.5%と増えてきており、若手教員の育成を考慮した教員構成となっている。大学院担当教員は開設時の設置審査における適格資格を持つ者である。完成年度以降においては、大学院の科目担当教員及び研究指導教員、研究指導補助教員の選考は「研究科担当教員資格審査規程」及び「担当教員資格審査における教育研究業績判定基準」により、研究科担当教員資格審査委員会及び研究科委員会において厳格な審査と運用がなされている。

#### 教員の年齢構成(職位別)

年代	教授	准教授	講師	計	構成比
30歳代	0	1	3	4	11.8%
40歳代	1	1	3	5	14.7%
50歳代	9	6	2	17	50.0%
60歳代	8	0	0	8	23.5%
計	18	8	8	34	100.0%

#### 3) 授業科目の担当

研究科の授業科目は、必修科目と選択科目からなり、博士前期課程は専門共通科目、専門領域科目あるいは専門科目、特別研究科目から構成される。博士後期課程は専門共通科目、専門科目あるいは演習科目、特別研究科目から構成されている。これらの授業科目のうち特別研究及び教育上主要と認める授業科目は100%を研究指導教員等が担当しており、教員を適切に配置している。また、実践的な指導教育が必要な授業科目の一部や特別研究、及び実践者養成コースの課題研究においては、研究力を備え、地域社会が直面する健康課題の解決や生涯にわたる健康生活支援、安心できる確かな技術の育成に取り組むため、研究科専門委員会及び研究科委員会での審議を経て、外部から客員教授、非常勤講師、特別講師、授業支援者を招へいし、適切な教育がなされている。

自己評価結果	教育研究実施組織は概ね適切であり、教員の資格審査は厳正になされ、かつ科目担当等についても適切な配置が行われている。
優れた点	研究科委員会のもとに研究科専門委員会を設けており、専攻会議の開催などカリキュラムを円滑に実施できる体制が構築されている。
改善を要する点	専任教員の年齢構成が比較的高齢に偏っているため、若手教員の育成に努める必要がある。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p><b>第八条（教育研究実施組織等）</b>            大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。            2 省略            3 省略            4 省略            5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。            6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。            7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。            8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p><a href="#">香川県立保健医療大学大学院学則</a>            職員組織及び研究科委員会等 第15条（職員）、第16条（研究科長）、第18条（研究科委員会）第19条（特任教授）</p> <p><a href="#">研究科専門委員会規程</a>            ワーキングチームの組織及び運用に関する細則</p> <p><a href="#">香川県立保健医療大学 HP 大学院教員一覧</a></p>
②	<p><b>第九条（教育研究実施組織等）</b>            大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。            一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者            イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者            ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者            ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者            ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者            二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者            イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者            ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者            ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者            2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第七十五号を参照すること</p>	<p><a href="#">香川県立保健医療大学大学院研究科担当教員資格審査規程</a></p> <p><a href="#">香川県立保健医療大学大学院研究科担当教員資格審査における教育研究業績判定基準</a></p> <p><a href="#">専攻別大学院ガイド</a></p>
③	<p><b>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織）</b>            研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第七十六号を参照すること</p>	

## ハ 教育課程に関すること (①大学)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 入学者選抜

看護学科及び臨床検査学科は、各学科の卒業時到達目標を目指して学修する上で必要となる入学時の資質能力について検討し、高校生が理解できる表現でアドミッション・ポリシーを策定し、「大学案内」、「入学者選抜要項」をHPに示している。

入試は、定員の半数を県内高校推薦型選抜とし、半数を大学入学共通テストと大学2次試験による一般選抜としている。入試委員会(副学長、学科長、その他の教員)は、学生募集、入試の実施、合格判定基準の方法を検討して「入学者選抜要項」、「入学試験実施要領」を作成し教授会で審議する。学科長を中心に学科のアドミッション・ポリシーに即した試験問題を作成し学長が最終確認する。入学資格審査規程に基づいて、合否判定は、合否判定会議(学長、副学長、学生部長、図書館長、学科長、入試委員長)で審議し、教授会に諮り決定される。

#### 2) 教育課程を改変してきた経緯

文部科学省は、2016(平成 28)年度中に、「各大学が3つのポリシーを策定して公表する」ことを指示した。これを契機に、本学では、各学科で社会が求める人材像を確認し、現行の教育目標と教育課程の妥当性を検討した。

看護学科では、文部科学省が 2017(平成 29)年度に「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を提示したことや、2019(平成 31)年度に、本学の大学院に「看護学博士後期課程」を開設することになったことから、看護学科の教育課程を目的・目標の設定から見直し全面的に改革した。2019(平成 31)年度入学生から「看護実践能力の育成」を中核にした教育目的・目標を明確にして、ディプロマ・ポリシーを具体的行動目標で示して、保健師選択制を含む教育課程を構築した。

さらに、2020(令和2)年度入学生からは、アドバンス・ケア・プランニング(ACP)等を含む地域包括ケアシステム構築や在宅看護の推進、医師タスクシフトを背景にして、学部4年間は看護師のみの養成とし、臨床看護実践能力の強化を図ることとした。これに伴い 2022(令和4)年度から、質の高い助産師と保健師の養成をめざして大学院に実践者養成コースを設置し、助産学専攻科を閉じた。

臨床検査学科は、2015(平成 27)年度の臨床検査技師の検体採取業務拡大により、「医療安全学」、「検体採取業務」に関する科目を加えた。さらに、医師タスクシフトに伴う指定規則改正により、2022(令和4)年度入学生から、医療技術科目と臨地実習単位数を増やした教育課程に改変した。

#### 3) 教育課程の編成

各学科のディプロマ・ポリシーの実現を目指して、カリキュ

ム・ポリシーを設定して教育課程を編成している。

看護師と臨床検査技師の国家試験受験資格を示す指定規則を踏まえて、ディプロマ・ポリシーに示した専門職としての専門性・倫理性・自律性・創造性・協調性が実践能力として身につくように、授業科目を〈基礎科目群〉と〈専門科目群〉に大別している。〈基礎科目群〉では、両学科に共通する人文・社会・外国語等を配置し、〈専門科目群〉では、「講義・演習・実習」の授業形態を採用し、これらが関連づけられ、学内で得た知識・技術が臨地実習で実践能力として統合され、学年進行とともに成長発達するように配置している。各科目の位置づけやねらいをシラバスに示して教員と学生が共有できるようにしている。

#### 4) 単位と科目区分

卒業単位は、看護学科では 126 単位、臨床検査学科は 151 単位である。必修科目と選択科目の区分、各科目の単位数と時間数をシラバスに示している。2019(令和元)年度入学生の看護学科の新カリキュラム導入より、全学的に1単位の講義時間数をできるだけ少なくし、事前学習及び事後学習の課題を示して、学生が主体的に自己学習やグループ学習する時間を設けて、単位の実質化に向けた取組みをしている。

#### 5) 履修方法、成績評価、単位認定に関する学生への周知

入学時、学生に「学生便覧」、「カリキュラムマップ」、「ディプロマ・ポリシー科目対応表」、「シラバス」を用いて教育課程、履修方法、成績評価、単位認定の方法、進級基準、県内5大学の単位互換制度について説明している。「学生便覧」には「履修規程」の内容をわかりやすく記載して、学生が、「シラバス」等の資料を見ることで、履修登録、授業参加、成績判定と単位取得、進級及び卒業判定の方法が理解できるようにしている。授業時間以外の課題学習量が多いため、適切な学習時間の確保と学習過程を辿れるよう選択科目の履修を含め履修指導している。修得単位の上限は設けていない。

教務委員会は、学年開始時に、学生と教員に「年間計画表・シラバス・時間割表」を配布している。また、シラバスには、科目ごとに、授業目的、学習到達目標、学習内容と学習方法及び評価方法を示している。なお、教務委員会は、シラバス記載マニュアルを作成して教員に周知し、各科目の記載内容の点検・修正を求めている。特に、学習到達目標と整合性のある成績評価方法・基準とフィードバック方法の提示を点検している。科目の成績評価は「優、良、可、不可」に区分し、可(60点以上)以上で単位取得できる。各科目教員から学生への成績評価フィードバックを受けた後、この成績評価に対して不服がある学生は、事務局に申し立てできる制度としている。

自己評価結果	大学の理念・目的と指定規則、科目配置、単位数、時間数を踏まえて教育課程の編成ができています。学生に周知すべき事項がシラバスに記載されるように点検体制をとっています。
優れた点	社会が求める看護職や臨床検査技師に応じた教育課程に改変しています。シラバスを充実させています。
改善を要する点	教育課程の妥当性について検証する必要がある。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p><b>第二条の二（入学者選抜）</b>            入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	香川県立保健医療大学 HP <a href="#">「大学案内」</a> <a href="#">「入学者選抜要項」</a> <a href="#">学内委員会規程</a> <a href="#">合否判定会議規程</a>
②	<p><b>第十九条（教育課程の編成方針）</b>            大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	香川県立保健医療大学 HP <a href="#">「学部シラバス」</a>
③	<p><b>第二十条（教育課程の編成方法）</b>            教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	香川県立保健医療大学 HP <a href="#">「学部シラバス」</a>
④	<p><b>第二十一条（単位）</b>            各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	香川県立保健医療大学学則 授業科目及び単位数 第19条  香川県立保健医療大学 HP <a href="#">「学部シラバス」</a>
⑤	<p><b>第二十二条（一年間の授業時間）</b>            一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	
⑥	<p><b>第二十三条（各授業科目の授業時間）</b>            各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	香川県立保健医療大学 HP <a href="#">「学部シラバス」</a>
⑦	<p><b>第二十五条（授業の方法）</b>            授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	香川県立保健医療大学 HP <a href="#">「学部シラバス」</a>  <a href="#">学生便覧</a>
⑧	<p><b>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等）</b>            大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七条を参照すること</p>	香川県立保健医療大学 HP <a href="#">「年間計画」</a> <a href="#">「学部シラバス」</a> カリキュラムマップ シラバス記載要領
⑨	<p><b>第二十七条（単位の授与）</b>            大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	香川県立保健医療大学 HP <a href="#">「学部シラバス」</a>
⑩	<p><b>第二十七条の二（履修科目の登録の上限）</b>            大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	香川県立保健医療大学 HP <a href="#">「学部シラバス」</a>

## ハ 教育課程に関すること (②大学院)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 入学者選抜

保健医療学研究科の基本理念・目的のもと、大学院博士前期課程においては各専攻とコースで、博士後期課程においては各専攻で、それぞれの教育目的を定めアドミッション・ポリシーを提示している。入学者選抜は、これらのアドミッション・ポリシーに沿い、入学試験問題の作成や選抜を行っている。実施運営は入試委員会が担当し、合格者は合否判定会議で審議し、その結果を大学院研究科委員会に諮り決定している。

#### 2) 教育課程の編成

保健医療学研究科の理念・目的に基づき博士前期課程、博士後期課程の各専攻、コースごとに教育目的、ディプロマ・ポリシーが策定され、それを達成するためのカリキュラム・ポリシーが構成され授業科目が編成されている。

看護学専攻の博士前期課程、後期課程の科目区分は、専門共通科目、基盤開発看護学領域等の専門・演習・実習科目、特別研究科目で構成される。実践者養成コースは、保健師資格の取得を目指す公衆衛生看護学と助産師資格取得を目指す助産学からなり、特別研究科目において課題研究が行われる。臨床検査学専攻の博士前期課程、後期課程の科目区分は、専門共通科目と専門領域科目、特別研究科目で構成されている。カリキュラムの編成は、各専攻長と各専攻及び各コースの専任教授からなる研究科専門委員会とそのワーキングチームで検討され、大学院研究科委員会で審議される。

また、授業科目の内容やディプロマ・ポリシーとの対応については毎年、科目担当教員による確認と見直しが行われている。

#### 3) 授業及び研究指導

科目担当及び研究指導を行う教員は大学院研究科担当教員資格審査規程において、博士の学位を有し研究上の業績を有する者、あるいはそれに準ずる者、専攻分野について特に優れた知識及び経験を有する者としている。その教員審査は、研究科担当教員資格審査委員会で「研究科担当教員資格審査規程」及び「研究科担当教員資格審査における教育研究業績判定基準」に基づき行われ、その結果は研究科委員会で審議される。

大学院入学希望者は、出願前に希望する専攻及び領域の担当教員と研究課題や研究計画について事前相談を行う。入学後、大学院生は希望する領域に従い研究科委員会におい

て主研究指導教員 1 名が決定されるが、必要に応じて副研究指導教員を選任することができる。大学院生は 1 年次の定められた期日までに研究指導教員による研究計画に対する指導を受け、指導教員の署名を入れた研究計画申請書とそれに添付する研究計画書を作成し提出する。研究計画書の審査は、「修士論文研究計画審査に関する申し合わせ事項」あるいは「博士後期課程修了までのスケジュール」に則り、研究計画審査会あるいは研究計画書審査会での検討を経て研究科委員会で承認される。その後、必要とされる倫理審査委員会あるいは動物実験専門委員会、遺伝子組換え実験安全委員会の承認を受け研究が開始される。

研究指導の方法やスケジュールは大学院ガイドの「修士学位取得要項」あるいは「博士後期課程修了までのスケジュール」により学生に明示している。博士前期課程では 2 年次の 6 月までに中間報告会、博士後期課程では各年次において学術セミナーが開催される。大学院生は研究課題の概要や進捗状況について発表を行い、参加した教員や他の大学院生との討議を通し研究課題の深化をはかり教育・研修の場としている。このように大学院生は一貫性のある体系的な研究指導を受けている。

#### 4) 成績評価基準

成績評価基準、修了要件、学位等に関しては大学院学則及び大学院保健医療学研究科科目履修規程に定め、HP に掲載するとともに、ユニバーサルパスポート、シラバス、大学院ガイドに明記しており、年度初頭に行われる大学院生ガイダンスを通して学生に周知している。科目履修についても大学院生ガイダンス時に研究科専門委員会が科目履修の説明を行い、適切に科目履修できるよう履修指導を行っている。科目の成績評価は学部と同様に「優、良、可、不可」に区分し、可(60 点以上)以上で単位取得できる。成績評価及び単位授与については大学院ガイドに明示している。なお、各科目教員から学生への成績評価フィードバックを受けた後、この成績評価に対して不服がある学生は、事務局に申し立てできる制度としている。

学位論文審査についても、大学院学則に定め、シラバス、大学院ガイドに明記しており、厳格に運用されている。学位論文の評価の公表は大学図書館リポジトリを通して、適切に行われている。また、授業の単位、期間、方法、単位の授与についても大学設置基準に照らし適切に行われている。

自己評価結果	入学者選抜、教育課程は適切に編成、実施されている。研究指導、成績評価基準は体系的、基準に基づき適切に運用されている。
優れた点	研究コースに加え実践者養成コースの開設により、さらに多くの専門職業人を育成し、地域に根ざす県立大学としての重要な役割を果たしている。
改善を要する点	志願者の減少傾向がみられるため、大学院進学相談会の開催や社会人への情報提供を進め、志願倍率の向上をはかる必要がある。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p><b>第一条の三（入学者選抜）</b>            入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p><a href="#">香川県立保健医療大学大学院学則</a>            第2章入学等（第6条～第9条）  <a href="#">学内委員会規程</a>  <a href="#">合否判定会議規程</a></p>
②	<p><b>第十一条（教育課程の編成方針）</b>            大学院は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。            2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p><a href="#">香川県立保健医療大学大学院学則</a> 第3章 教育課程、履修方法 学則別表  <a href="#">専攻別シラバス教育課程の関連図</a>  <a href="#">香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科科目履修規程</a></p>
③	<p><b>第十二条（授業及び研究指導）</b>            大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。            2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	<p><a href="#">香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科科目履修規程</a>  <a href="#">香川県立保健医療大学ティーチングアシスタント取扱要領</a></p>
④	<p><b>第十三条（研究指導）</b>            研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。            2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<p><a href="#">香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科科目履修規程</a> 第4条  <a href="#">研究科担当教員資格審査規程</a>  <a href="#">担当教員資格審査における教育研究業績判定基準</a></p>
⑤	<p><b>第十四条の二（成績評価基準等の明示等）</b>            大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。            2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること            ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	<p><a href="#">大学院学則</a> 第4章・第5条  <a href="#">修士論文審査基準・発表会審査基準、看護学専攻博士論文審査基準、臨床検査学専攻博士論文審査基準</a>  <a href="#">専攻別大学院ガイド</a>            （研究計画審査に関する申し合わせ事項、博士後期課程修了までのスケジュール、研究計画申請書、研究計画書）</p>
⑥	<p><b>第十五条（大学設置基準の準用）</b>            大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校」の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	<p><a href="#">香川県立保健医療大学大学院学則</a>            第11条・第12条・第12条の2 第6章、  <a href="#">香川県立保健医療大学大学院長期履修規程</a></p>

## 二 施設及び設備に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>1)校地及び運動場</b>          本学の校舎敷地は、38,173.56 m<sup>2</sup>、運動場(グランド)用地は12,577 m<sup>2</sup>、合計 50, 750.56 m<sup>2</sup>で、すべて同一キャンパス内にある。2024(令和6)年5月1日現在で在籍する学生は 403 名、学生1人当たりの敷地面積は 125.93 m<sup>2</sup>である。          アクセスは、高松市中心部から自動車で約 30 分、JR 志度駅から自動車で約5分、こでん志度線原駅から徒歩 10 分に位置する。</p> <p><b>2)校舎施設等</b>          校舎等の建物は、延べ16,120.73 m<sup>2</sup>で、主な建物としては、研究室や事務室等を有する「管理研究棟」、大講義室や情報処理教室等を有する「講義棟」、各種実習施設等を有する「実習棟」、図書館や学生ホール、サークル室等を有する「厚生棟」、「体育館」、「動物舎」、大学院生研究室等を有する「教育研究棟」があり、構造は、教育研究棟(鉄骨造)を除き、鉄筋コンクリート造である。また、屋外施設として、県道を挟んで北側に位置し、多目的に使用できる形態のグランドと校舎敷地内にテニスコート3面を設置している。          なお施設は、できる限り段差のない構造としており、エレベーターや車いす用トイレ(多機能トイレ)の設置のほか、手すりに点字を施すなど、障害のある人への配慮にも努めている。          施設設備の維持管理は、原則として外部委託により行っており、軽微な修繕等には速やかに対応している。なお、大規模な修繕等については、設置者である県の担当部局と協議のうえ、逐次、対応している。</p> <p><b>3)図書館等の資料及び図書館</b>          図書館は、図書館が持つ知的財産を利用者(学生、教員及び地域住民)に広く公開している。なお、教育・研究・学術活動の支援・活性化を図るため、図書・雑誌・資料・視聴覚教材を精選するとともに、本学の教育方針や教育課程に即した利用システムであるかどうかを点検し改善している。          図書の蔵書冊数は、2024(令和6)年5月1日現在で図書81,566冊、雑誌328種、視聴覚資料855点、閲覧座席数84席を有している。          国立情報学研究所が提供する共用リポジトリ「JAIRO Cloud」を利用して、香川県立保健医療大学リポジトリを運用している。          職員は、司書3名、司書補助1名の計4名の司書資格者を配置し、「看護学」、「臨床検査学」関連の専門書を中心に、一</p>	<p>般教養も含めた図書を司書が精選している。          地域貢献の一環として、県内居住の保健医療従事者等の利用も可能としている。</p> <p><b>4)機械、器具等</b>          本学では、教育の性質上、実習・実験が多いことから、各領域や分野別に実習室及び準備室を設置している。加えて、フローサイトメーターや生化学自動分析装置、超音波診断装置、生体シミュレーターなど、研究や演習に必要な器具・備品等も整備できている。          また、情報システムとして、「ユニバーサルパスポート」を導入し、シラバスの作成・検索、履修登録、教員と学生間の授業情報の共有やレポートの提出、成績の登録・確認、授業評価などをオンラインで効率的に行っている。          なお、新型コロナウイルス感染防止を契機に、遠隔授業システムを導入するとともに、学内 Wi-Fi 環境の整備やユニバーサルパスポートの機能拡充を行った。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>特になし。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>校舎施設や実習実験設備等の老朽化に伴う改修・更新及び今後の情報教育等に資する ICT 環境の改善を計画的に行う。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p><b>第三十四条（校地）</b> 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、<b>大学設置基準第三十七条を参照すること</b></p>	<p>香川県立保健医療大学 HP</p> <p><a href="#">キャンパスマップ</a></p> <p><a href="#">香川県立保健医療大学概要</a></p>
②	<p><b>第三十五条（運動場等）</b> 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	<p>香川県立保健医療大学 HP</p> <p><a href="#">キャンパスマップ</a></p> <p><a href="#">香川県立保健医療大学概要</a></p>
③	<p><b>第三十六条（校舎）</b> 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、<b>大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</b></p> <p>※ 大学院を置く場合、<b>大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</b></p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、<b>大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</b></p>	<p>香川県立保健医療大学 HP</p> <p><a href="#">キャンパスマップ</a></p> <p><a href="#">香川県立保健医療大学概要</a></p>
④	<p><b>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館）</b> 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、<b>大学院設置基準第二十一条も参照すること</b></p>	<p>香川県立保健医療大学 HP</p> <p><a href="#">図書館</a></p> <p><a href="#">アンケート</a></p> <p><a href="#">香川県立保健医療大学概要</a></p> <p>共通基礎データ</p>
⑤	<p><b>第四十条（機械、器具等）</b> 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、<b>大学院設置基準第二十条も参照すること</b></p>	<p>香川県立保健医療大学 HP</p> <p><a href="#">キャンパスマップ</a></p>

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

## ホ 事務組織に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>1)大学の事務組織</b></p> <p>本学の事務局は、県の規則及び大学学則により設置され、大学運営に必要な事務処理を行っている。</p> <p>事務局長は、運営会議の委員として大学運営の方針決定等に参画しているほか、事務局次長とともに学内委員会に委員として参画している。</p> <p>事務局組織は、予算・決算などの経理事務、職員の人事・給与関係、大学の施設設備の維持管理等を行う総務担当と、大学の各学部や大学院の教務に関すること、授業料等や奨学金、大学広報や入学試験等を担う教務・学生担当で構成している。</p> <p>評議会における庶務を担い、審議事項や報告事項を的確に提示し、円滑な運営に努めている。</p> <p>教授会及び研究科委員会には、事務局長及び次長が出席し、適宜、協議に必要な説明を行うほか、資料作成や運営の支援を行っている。各学内委員会には事務職員が参画しており、担当教員等と連携して、情報収集や情報共有、進行管理なども行い、委員会等の円滑な運営に寄与している。</p> <p>設置者である県と意見調整や情報共有を行うため、定期的に連絡会を開催している。</p> <p>事務職員の人事管理は、県の制度に基づき実施している。人事異動は、県組織内の様々な職務を経験することによる職員の能力向上を図るため、計画的な人事ローテーションが行われているが、異動時の事務を円滑に行うため継続的な事務の簡素化や効率化、マニュアル化による円滑な引継ぎを進めている。</p> <p>職員研修は、県人材育成センターにおいて、職階毎に必要な基礎的知識、技術等を習得するための一般研修や、高度な専門能力の向上や社会経済情勢の変化に対応した新たな知識・技術、指導育成力の向上など能力開発のための特別研修により行っている。</p> <p><b>2)厚生補導の組織</b></p> <p>学生の一般生活及び学習上の指導援助に関する事務を掌理するため、学生部長を配置している。この学生部長を委員長とした学生委員会を設置し、学生の保健衛生や福利厚生、課外活動、奨学資金に関することなどを協議し、規律ある学生生活支援と学生の主体的な学修活動を推進している。</p> <p>他に「学生・教職員連絡会議運営要領」に基づき連絡会議を年2回開催し、学生代表と学生委員会委員が学修環境や学生</p>	<p>生活全般にわたる意見交換を行なっている。</p> <p>また、学部の学科学年別に担任・副担任あるいはチューターを配置し、学修上の相談をはじめ、学生生活における個人的な問題等の生活相談に対応している。学生相談室においては、カウンセリング専用ポストやメールで受け付けた相談について、相談担当教員や臨床心理士によるカウンセリングを実施している。</p> <p>ハラスメント防止のための措置として、学内規程を整備し、ハラスメント防止のための委員会や相談窓口の設置、苦情相談員の委嘱や調査委員会の設置などを行うこととしている。ハラスメント防止のため、教職員全員を対象とした研修会を毎年開催している。</p> <p><b>3)社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制</b></p> <p>2020(令和2)年度から、「学修・キャリアポートフォリオ」を新たに導入し、学生が自身の学修記録を蓄積し自己評価することにより、就職・進学時に役立つよう支援している。</p> <p>進路支援組織として、進路支援委員会を設置しており、各学科の担当教員のほか、元県立病院の看護部長を就職コーディネーターとして配置している。進路支援としては、進路希望調査とそれに基づく情報提供や卒業生との交流会、県内外で活躍する卒業生を招いた講演やシンポジウム、支援セミナーなどを実施している。この進路支援は入学から卒業までの期間において計画的に実施しており、実施後のアンケート調査結果を活用して、開催内容の見直しをしている。就職コーディネーターは、学生のキャリア形成の意識づけや個別相談に対応するため、定期的に個別面談を実施している。</p> <p>県立大学として、学生の県内就職を促進するため、県内医療機関を対象とした就職説明会を開催するなど、学生と県内医療機関双方のニーズ把握やマッチングを図っている。</p> <p>学生の就職には資格取得が不可欠であることから、国家試験受験対策として、国家試験ガイダンス、模擬試験受験支援、模擬試験結果に基づく学習支援を実施している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	すべての学内委員会には事務職員が参画しており、円滑な大学運営に貢献している。
改善を要する点	大学の管理運営は複雑化・高度化していることから、教員の教育研究活動を適切に支援できる大学事務に精通した人材を継続的に育成・配置していくことが必要である。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p><b>大学設置基準</b></p> <p><b>第七条（教育研究実施組織等）</b>            大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。</p> <p>3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p> <p>6 省略 7 省略</p>	<p><a href="#">香川県立保健医療大学規則 第4条、第5条、第7条</a>  <a href="#">香川県立保健医療大学学則</a>  <a href="#">香川県立保健医療大学学内委員会規程</a>  <a href="#">香川県立保健医療大学学生部長選考規程</a>  <a href="#">香川県立保健医療大学職業紹介業務運営規程</a>  <a href="#">香川県立保健医療大学ハラスメント防止等に関する規程</a>  <a href="#">学生便覧</a></p> <p><a href="#">学修キャリアポートフォリオに関連する資料</a></p> <p><a href="#">学生・教職員連絡会議運営要領</a></p>
②	<p><b>大学院設置基準</b></p> <p><b>第八条（教育研究実施組織等）</b>            大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p>	<p><a href="#">香川県立保健医療大学規則 第4条、第5条、第7条</a>  <a href="#">香川県立保健医療大学学則</a>  <a href="#">香川県立保健医療大学学内委員会規程</a>  <a href="#">香川県立保健医療大学学生部長選考規程</a>  <a href="#">香川県立保健医療大学職業紹介業務運営規程</a>  <a href="#">香川県立保健医療大学ハラスメント防止等に関する規程</a>  <a href="#">学生便覧</a></p>

## へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 学部及び大学院における3つのポリシーの策定と運用

大学が教育目的を達成するために行う教学マネジメントとして、各学科、各専攻でカリキュラム検討メンバーがディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを文部科学省が示した「学力の3要素」(①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③主体性・多様性・協調性)を踏まえて、大学の理念・目的と一致した案を作成し、各学科あるいは研究科専門委員会が協議後、運営会議で共有し教授会あるいは研究科委員会で決定している。これら3つのポリシーは、HPや大学案内等で広く公表するとともに、募集要項や学生便覧、シラバス、大学院ガイドに記載し、教員と学生が共有できるようにしている。

シラバスには卒業要件、修了要件に必要な単位数や卒業後取得できる資格について記載し、各授業科目表には各ディプロマ・ポリシーと各科目との関連を示している。ディプロマ・ポリシーを踏まえて作成されたカリキュラム・ポリシーについては、シラバス中の教育課程の編成方針、科目編成区分とともに記載し、学修成果の評価についてはシラバスの各科目の到達目標に沿って、レポートや期末試験、討議への参加度、口頭発表、作成論文の内容等から評価している。アドミッション・ポリシーについては、多様な学生を選抜するため学部においては推薦入試と一般入試を行い、該当するアドミッション・ポリシーに基づく筆記試験や面接試験を実施し、大学院入試においては受験希望者による希望する研究指導教員との事前相談を行っている。

#### (1) 看護学科の3つのポリシー

ディプロマ・ポリシーは、①人間関係を構築する能力、②倫理的に判断し行動する能力、③根拠に基づく看護実践能力、④課題を探究し対応できる能力、⑤連携協働する能力、⑥地域の看護を創造する能力、⑦成長し続ける能力の修得である。カリキュラム・ポリシーは、①「基礎－応用－専門」と段階的に積み上げる、②看護実践能力の基盤形成を2年次までに行う③「臨床推論・臨床判断」の共同学習を配置する、④地域包括ケアと看護の役割拡大への理解を段階的に進める、⑤ゼミナールを段階的に配置し4年次研究につなげる、⑥多様な学習形態を採り入れる方針である。アドミッション・ポリシーは、①科学的思考力を発展させる基礎学力を有している人、②人間に関心があり人との関わりに喜びを感じる人、③状況判断ができ主体的に行動できる人、④地域の看護実践の発展に貢献したい人である。

#### (2) 臨床検査学科の3つのポリシー

ディプロマ・ポリシーは、①高い倫理観をもつ豊かな人間性、②専門的知識と技術と実践能力、③科学的思考力と研究能力、④広い視野で地域貢献する能力、⑤他職種連携能力である。カリキュラム・ポリシーは、①基礎から専門へ積み上げる、②基礎科目群に倫理観や人間性を養う科目や健康と医療に関する科目を配置する、③専門科目群に臨床、検査に関する知識技術及び実践能力を養う科目の配置である。アドミッション・ポリシーは①論理的思考に必要な基礎学力を有している人、②責任感と協調性があり主体的に行動できる人、③知的好奇心が旺盛で科学的な観察力をもつ人、④臨床検査技術を基盤に地域の多様な分野で活躍したい人である。

#### (3) 博士前期課程、博士後期課程の3つのポリシー

博士前期課程看護学専攻・実践者養成コース(公衆衛生看護学、助産学)のディプロマ・ポリシーは、①責務遂行能力、②実践能力、③課題探求解決能力、④連携・協働力、⑤地域貢献力で、これらの能力を身につけた保健師及び助産師の養成を目指したカリキュラムを編成している。研究コースのディプロマ・ポリシーは、看護学専攻では、①研究能力、②倫理的判断能力、③批判的思考力、④討論能力を設定し、臨床検査学専攻では、①読解・研究発表能力、②研究能力・説明能力を設定している。これらの能力の修得を目指して、各専攻の専門共通科目、専門領域科目、特別研究で構成されるカリキュラムを編成している。

博士後期課程看護学専攻のディプロマ・ポリシーは、「新たな看護の知を創造し、新たな見解を論述し、自らの研究について社会に発信する能力」であり、臨床検査学専攻は、「問題を発見し解決する研究遂行能力と社会への説明能力」である。この能力の修得を目指して、各専攻の専門共通科目、専門領域科目、特別研究で構成されるカリキュラムを編成している。

#### 2) 3つのポリシーの妥当性の検証

3つのポリシーを起点とするPDCAサイクルの確立を目指し、教務委員会、研究科専門委員会によるシラバス作成と各科目間の関係や整合性、評価基準、評価方法の確認を行っている。質の高い教育に取り組むためFD・SDによる教育支援やTAの充実を行っている。また、卒業時及び修了時に、学生がディプロマ・ポリシーに沿って自己評価をするとともに、カリキュラム・ポリシーに対する意見を把握するためのアンケート調査を行っている。教員に対してもこれら3つのポリシーの妥当性について意見収集を行い、これらの情報を運営会議で検討し、その結果を教授会及び研究科委員会に提出し、妥当性を検証することとしている。

自己評価結果	大学の理念・目的を受けて、学部及び大学院の特性を踏まえた3つのポリシーを策定し検証している
優れた点	一貫性のある3つのポリシーを策定し、それを検証している。
改善を要する点	検証方法の妥当性も検討する必要がある。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二            大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 卒業又は修了の認定に関する方針</li> <li>二 教育課程の編成及び実施に関する方針</li> <li>三 入学者の受入れに関する方針</li> </ul> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>香川県立保健医療大学 HP</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">「大学案内」</a></li> <li><a href="#">「学生便覧」</a></li> <li><a href="#">「学部シラバス」</a></li> <li><a href="#">「大学院ガイド」</a></li> <li><a href="#">「シラバス」</a></li> <li><a href="#">(大学院看護学博士前期課程)</a></li> <li><a href="#">「シラバス」</a></li> <li><a href="#">(大学院看護学博士後期課程)</a></li> <li><a href="#">「シラバス」</a></li> <li><a href="#">(大学院臨床検査学)</a></li> </ul> <p>卒業時学生カリキュラムアンケート結果            修了者アンケート</p>

## ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>           本学における教育研究活動の状況は HP において広く公表しているが、紙媒体として大学概要、学生便覧と大学院ガイド及びシラバス(在学生向け)、大学案内、広報誌 HANDs を作成・配布している。これら紙媒体は在学生や保護者に配布するだけでなく、オープンキャンパスや高校の教職員対象の大学説明会、県内高校における進学説明会等において活用している。また、これら紙媒体は HP から閲覧可能であり、大学概要は「大学年報」内に掲載している。         </p> <p> <b>1) 大学HPを中心とした教育研究活動等の公表</b> </p> <p> <b>①教育情報</b>            大学の教育研究上の目的(基本理念・教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)、教育研究上の基本組織(組織図)、教員情報(教員一覧及び大学概要、大学年報)、学生の状況(大学概要に入学選抜及び入学者の状況、卒業生・修了生の進路、国家試験合格状況)、入試データ・卒業後の進路等、教育課程・履修に関すること(シラバス、実務経験のある教員等による授業科目の一覧等)、授業料や入学金等、教育研究環境施設・キャンパスマップ(大学概要と学生便覧に詳細を掲載)、学生支援(学生便覧に詳細を掲載)、博士学位論文(本学図書館リポジトリ)について公表。         </p> <p> <b>②学修の評価、卒業認定の基準</b>            成績の評価及び単位の認定、卒業要件、学年・学期及び休業日、履修方法、授業時間、単位互換制度、進級について、また、国家試験等受験資格の取得方法、大学院学位論文に係る評価の基準(大学院ガイド)、学生が修得すべき知識及び能力(学生便覧とシラバス、大学院ガイド)について公表。         </p> <p> <b>③不正防止計画</b>            研究費の不正使用・不正行為の相談及び通報窓口を公表。         </p> <p> <b>④倫理審査委員会</b>            香川県立保健医療大学倫理審査委員会規定、倫理審査委員名簿を公表。         </p> <p> <b>⑤動物実験等に関する情報</b>            機関内規定、自己点検評価の結果、外部検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等を公表。         </p> <p> <b>⑥教育研究活動等の状況に係わる情報</b>            大学年報に教員の業績や科学研究費等の助成金獲得情報         </p>	<p>           を公表し、最新の研究活動についてはその都度大学HPの最新情報として公開している。         </p> <p> <b>⑦学生による授業評価の結果</b>            授業評価は、学内のユニバーサルパスポートにより担当教員及び学生にその結果が開示され、各担当教員の授業評価を受けての自己点検は、情報処理室内パソコンにより学生に周知している。また、HPにおいては、学生による授業評価の全体の結果を開示している。         </p> <p> <b>⑧その他</b>            HP には諸規程を掲載している。学生掲示板には時間割変更や休講、期末試験情報、研修会の周知や奨学金申請等に関する情報を随時掲載している。大学概要には地域との連携・広報・情報公開には図書館の情報や地域連携推進センター、公開講座、施設開放等についての情報を掲載している。         </p> <p> <b>2) 情報公開体制の整備</b>            香川県情報公開条例に基づき、本学においても情報ネットワーク委員会において香川県立保健医療大学情報セキュリティポリシーを定め、安全で適切な情報の保護と運用を行っている。HPをはじめ各種広報は広報・公開講座委員会が担当するが、選出された教職員の中に情報ネットワーク委員長とその担当事務職員が含まれる。         </p> <p>           広報・公開講座委員会は、情報の公開や HP の管理を含めた広報に関する計画・企画を行い、各学科や大学院各専攻と調整を行い、毎年度、教授会に諮っている。また、当委員会は情報の公表の充実や利便性を高めるために HP 等情報公開体制の検討を継続的に行っている。         </p>
<p>自己評価結果</p>	<p>教育研究活動等の情報は大学ウェブサイト、紙媒体による刊行物等を活用し、学生及び社会に広く公表している。</p>
<p>優れた点</p>	<p>大学HPと紙媒体の両者を用いて、情報公開に努めている。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>掲載されている各項目を体系づけ、大学HPの充実と利便性を図っていく必要がある。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<b>学校教育法</b> <b>第百十三条</b> 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	香川県立保健医療大学 HP 【教育・研究情報の公開】 <a href="#">大学概要</a> 、 <a href="#">学生便覧</a> 、 <a href="#">大学院ガイド</a> 、 <a href="#">大学案内</a> 、 <a href="#">広報誌 HANDs</a> <a href="#">学内委員会規定</a>
②	<b>学校教育法施行規則</b> <b>第百七十二条の二</b> 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	香川県立保健医療大学 HP 【 <a href="#">基本理念・教育目標</a> 】 【 <a href="#">3つのポリシーについて</a> 】 【 <a href="#">大学の組織図</a> 】 【 <a href="#">教員紹介</a> 】 【 <a href="#">学生数一覧</a> 】 【 <a href="#">シラバス</a> 】 【 <a href="#">学修の評価、卒業認定</a> 】 【 <a href="#">学生支援</a> 】 【 <a href="#">卒業後の進路</a> 】 【 <a href="#">国家試験合格率</a> 】 【 <a href="#">キャンパスマップ</a> 】 【 <a href="#">自己点検評価・大学評価</a> 】 【 <a href="#">入学金・授業料</a> 】 香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科科目履修規程第5条 修士論文審査基準・発表会審査基準、看護学専攻博士論文審査基準、臨床検査学専攻博士論文審査基準 香川県立保健医療大学 HP <a href="#">専攻別大学院ガイド</a> （臨床検査学専攻博士後課程学位取得プロセス、博士論文のインターネット公開について）

## チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 自己点検・評価の実施

全学的な将来構想や内部質保証を担う組織は運営会議とし、運営会議が自己点検評価を統括している。2017(平成 29)年度、大学基準協会の認証評価が指摘した課題は、「シラバス記載の充実」と「大学院の組織的 FD」であった。そこで、シラバス記載については、教務委員会が記載マニュアルを作成し、記載内容の点検を行って改善をしている。大学院では、指導教員による個別研究指導で完結するのではなく、研究計画書の妥当性について複数の教員で意見交換する機会(複数教員による計画書の点検修正、中間発表会、合同演習、学術セミナーなど)を設けるようにした。これらによって、研究成果が向上するとともに、教員の研究指導力の向上につながった。

#### 2) 教員個人の自己評価

専任教員は毎年度末、「人事評価様式」に、「研究、教育、地域貢献、組織運営」に関する個人活動成果を記述して自己評価し、直属の上司である教授と面接して評価点を決定するとともに翌年の課題を明確にしている。領域の教授は、自身の評価も含めて領域内教員の評価結果を学科長等に提出し、教授としての課題を明確にする。学科長と専攻長は副学長に自己評価を提出し、最終的に全教員の評価を学長に提出している。この人事評価制度は、2017(平成 29)年度より実施している。

#### 3) 学生による授業評価

教員の教育力の向上に向けて、FD・SD 委員会による「学生による授業評価」を 2008(平成 20)年度から継続実施している。各授業科目の終了時に、学生が、教員の教育技術や姿勢を問う調査票で評価する。調査票は「講義」「演習」「実験実習」「臨地実習」の授業形態別に作成している。自分の授業評価の調査結果を受領した教員は、自己の授業改善点を記載し、それを学生に開示するというしくみをとっている。また、2022(令和4)年度より紙媒体から電子媒体による調査に変更した。

大学院では、講義形式の共通科目のみ評価しており、研究個別指導に対する評価方法については検討中である。

#### 4) 組織的な研修

FD・SD 委員会は、学外講師を招致して、教員の教育研究能力や教職員の大学運営の向上に向けた研修会やティータイム教育サークルを年1～3回開催している。また、各学科で教育研究上の課題に即した研修会や学習会及びミーティングを開催している。さらに、学外で開催される研修会やオンライン

研修の案内を周知して参加を促している。臨地実習等の指導補助者について、看護学科及び大学院においては実習指導要領に教育的内容を明記し、その説明会を開催することにより研修としている。臨床検査学科では定められた指導者講習会を設けており、認定された者が指導補助者となることとしている。

#### 5) 教員と事務職員の連携

各委員会に担当事務職員を配置し、委員会に関連する教育研究活動や学生支援活動を円滑に進めている。特に、「入試、教務、学生、進路支援」は、学生に直接的に関わる業務内容であるため、教職員全体で、学生への関わり方や著作権法及びハラスメント等の倫理に関する共同研修を受けている。また、クラス代表学生と学生委員会教員が半期に一度「学生教員連絡会議」を開催し、学習活動及び学生生活に関する学生の要望を把握して改善策の検討を行っている。

#### 6) 学習成果の把握

学部の国家試験合格率や就職進学率は、ほぼ 100%を保持しているが、本学は、保健医療専門職の養成を目的としているため、学士課程卒業時の実践能力の到達度の評価が重要である。

2022(令和4)年度末及び 2023(令和5)年度末に卒業時の学生を対象にディプロマ・ポリシーに沿った到達度自己評価とカリキュラム評価及び学習環境についてアンケート調査を実施した。今後は、教員対象に、学生の学習成果とカリキュラム評価に関するアンケート調査も行う。また、4年次の卒業研究と総合実習は、卒業時の到達状況として評価すべき科目であり、的確な評価指標の作成が課題である。加えて、卒業後の職業継続や活躍の様子について、就職先施設の意見を聞く必要がある。

各授業科目における学習成果の把握は、シラバスに成績評価基準を明記するよう努めているが、学習成果の客観的な把握が可能となるルーブリック評価の開発が課題である。これは、学生の主体的学習や自己教育力を高める手段にもなる。

学生は、半期ごとに自分の科目成績評価を確認し、自分の課題をポートフォリオに記載して担当教員と面接している。

大学院では、修士論文・博士論文の研究成果と発表会でのパフォーマンスを主査と副査の教員が評価基準に沿って評価している。

自己評価結果	外部認証評価から指摘された課題に対する改善をしている。教員個人の自己評価・他者評価のしくみを作って展開している。学生の意見を吸い上げて教育活動の改善を検討している。
優れた点	学部各学科や大学院各専攻の授業特性に応じた授業評価票の作成改善に取り組んでいる。卒業時及び卒業後の学習成果の把握を課題としている。
改善を要する点	学生からの授業評価の全体傾向を把握して、このしくみが教育力の向上に貢献しているか点検評価する必要がある。現在、大学全体の FD としての指導補助者に対する研修のあり方を検討している。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p><b>学校教育法</b></p> <p><b>第百九条</b>            大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p><a href="#">香川県立保健医療大学学則 第50条</a></p> <p><a href="#">香川県立保健医療大学 HP 「2017（平成29）年度、大学基準協会の認証評価の結果」</a></p> <p><a href="#">「教員の人事評価の様式」</a></p> <p><a href="#">香川県立保健医療大学運営会議規程</a></p> <p><a href="#">香川県立保健医療医学自己点検・評価委員会規程</a></p> <p><a href="#">内部質保証体制</a>            （P4 内部質保証体制図参照）</p> <p><a href="#">「学部シラバス」</a>  <a href="#">「大学院ガイド」</a></p>
	<b>学校教育法施行規則</b>	
②	<p><b>第百五十二条</b>            学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	
③	<p><b>第百五十八条</b>            学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	
④	<p><b>第百六十六条</b>            大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	
	<b>大学設置基準</b>	
⑤	<p><b>第十一条（組織的な研修等）</b>            大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<p><a href="#">香川県立保健医療大学学内委員会規程</a>            （FD・SD委員会）</p> <p><a href="#">臨地実習指導要領</a>  <a href="#">臨地実習指導者受講状況</a></p>
	<b>大学院設置基準</b>	
⑥	<p><b>第九条の三（組織的な研修等）</b>            大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<p><a href="#">臨地実習指導要領</a></p>
	<b>法令外の関係事項</b>	
⑦	<p><b>学習成果</b>            学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	

## リ 財務に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

本学は、設置主体が香川県であり、県組織上の一機関として位置づけられており、大学予算は県の特別会計に計上される。

大学予算は、県の予算編成方針に基づき予算要求書を作成し、県財政部局の調整を経て県議会での議決後、配分される。

2023(令和5)年度の歳入歳出決算見込み額は830百万円余で、歳入決算のうち授業料、入学金等が217百万円余、一般会計からの繰入金金が602百万円余で73%を占める。歳出決算では、給与費等が616百万円余、全体の74%を占める。

予算執行は、県の会計規則等に基づき県出納局を通じて適切に執行している。文部科学省研究費補助金の研究費については、県の制度に準じて事務局において適切に執行している。執行状況については、毎年、県監査委員による監査及び県出納局職員による会計実地検査が行われるほか、文部科学省研究費補助金の研究費を含め、事務局長による年2回の会計自主検査を実施している。

(歳入歳出決算額の推移)

歳入						(百万円)
年度	2019	2020	2021	2022	2023	(見込み)
授業料等	195	188	183	185	187	
入学金等	32	29	34	28	30	
寄付金	1	1	1	1	1	
諸収入	16	17	14	11	10	
国庫支出金				9	0	
一般会計繰入金	586	605	594	597	602	
計	830	840	826	831	830	
歳出						(百万円)
年度	2019	2020	2021	2022	2023	(見込み)
給与費等	632	624	623	605	616	
管理運営費	120	148	130	135	133	
教育研究費	59	49	55	73	64	
図書館運営費	13	13	12	12	12	
教務学生関連費	6	6	6	6	5	
計	830	840	826	831	830	

本学の研究費は、教員研究費、共同研究費、教員研修費の3種類を予算計上している。教員研究費と教員研修費について、一部を学長裁量費として一部留保したうえで教員に配分している。研究費の支出科目、配分方法、執行手続きは、「香川県保健医療大学研究費取扱要綱」により行い、年度開始前に各教員から提出された執行計画書をもとに学長が配分額を決定し執行する。学長裁量費は、学科等において共同で使用する教育・研究備品や文房具、備品の修繕費等に充当している。共同研究費は、学内の共同研究を推進する目的で予算化しており、講座や学科の枠を超えて全学的な体制で取り組めるような研究に優先配分している。

厳しい財政状況の下、研究費の増額は厳しい状況にあることから、研究活動を活性化するため文部科学省科学研究費補助金のほか、奨学寄附金、受託研究費、各種団体からの研究助成金などの研究資金の獲得に努めている。文部科学省科学研究費補助金の学内申請率を向上するため、隔年で外部講師による科研費獲得方法に係る研修会を実施し、各教員の積極的な取組みを促し、採択率の向上に努めている。その他外部資金獲得のため、学科長や教授を中心に対策を検討している。

(外部資金の受け入れ状況)

(百万円)					
年度	2019	2020	2021	2022	2023
科学研究費等	25.1	41.0	38.9	25.1	22.3
奨学寄附金	1.3	1.5	0.5	1.0	0.7
受託研究	1.5	2.1	0.7	0.4	0.4
学外共同研究	4.4	3.6	2.5	2.5	3.4

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	県の一機関として、県の監査等により適正な予算執行について点検評価が行われており、効率的な運営に向け改善検討を行っている。
改善を要する点	外部資金の獲得は、今後の大学運営において重要であることから、外部資金に係る情報収集や教員への周知啓発などを継続して行い、積極的な獲得に努める。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学設置基準</p> <p>第四十条の三（教育研究環境の整備）            大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p><a href="#">香川県立保健医療大学研究費取扱要項</a>  <a href="#">香川県立保健医療大学概要（財務状況）</a></p>
②	<p>大学院設置基準</p> <p>第二十二條の三（教育研究環境の整備）            大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p><a href="#">香川県立保健医療大学研究費取扱要項</a>  <a href="#">香川県立保健医療大学概要（財務状況）</a></p>

## ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>1)ICT環境の整備</b></p> <p>2020(令和2)年度当初、新型コロナウイルス感染拡大防止策のために遠隔授業が必要となった。これを契機に、「遠隔授業システムと学生用 Wi-Fi」を導入し、対面授業と組み合わせ、3年間のコロナ禍の教育に対応できた。また同時期に、履修登録と成績入力の実用のみとしていた「ユニバーサルパスポート」の機能拡大を図り、授業資料の配信や学習課題の送信など、教員と学生の双方向の電子媒体による伝達ができるようにした。</p> <p>さらに 2022(令和4)年度より就任した情報科学の専任教員によって ICT 教育の充実が図られ、2023(令和5)年度には文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」の認定を受けた。学生は入学時に個人のノートパソコンを準備し、「情報科学」の授業で、自分のパソコンを使って操作スキルを修得し、他の授業の講義演習でも活用できている。また、情報処理教室、院生室、図書室に、パソコン合計 133 台を設置し、学生が自由に使用できるようにしている。</p> <p><b>2)学生支援(学修支援に対する体制の整備)</b></p> <p>看護学科は、1学年 70 人に対して 3 名の担任と、学生 7 人に 1 人のアドバイザー教員による支援体制をとっている。臨床検査学科は、1学年 20 人に対して 2 名の担任がアドバイザーも兼ねて支援している。これらの担当教員は、学修上の相談や進路決定、その他個人的な問題の相談に応じている。</p> <p>2020(令和2)年度より、ユニバーサルパスポートを通して、学生は半期ごとに自分の科目成績が閲覧できるようになった。そして、「学修キャリアポートフォリオ」に、科目成績の自己分析結果を記載し、担当教員と面接し学修上の課題を明確にしている。また、ディプロマ・ポリシーに照らして、現時点での自己評価を記載し、取り組んだ学修活動の成果を記載し蓄積している。これを根拠資料として、担当教員との面談時の進路の検討等に活用している。</p> <p>開学時より学生委員会による「教員学生連絡会議」を半期に一度開催していたが、会議の内容を学生生活の検討に絞っていたので、2021(令和3)年度から、「学修活動」と「学生生活」の両側面から学生の要望を把握することで、学生と教員が問題を共有して解決に取り組む体制ができた。また、新入生が早期に大学生活に適応できるよう、先輩によるオリエンテーションやサポートなど、学生同士の支援体制も整備できた。</p>	<p>就職支援については、事務局に就職コーディネーターを設置し、予約制で学生の個別就職相談に応じている。</p> <p><b>3)学生支援(特別な支援を必要とする学生への支援)</b></p> <p>2016(平成 28)年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を定めた。学生からの申し出があれば、要領に基づいて合理的配慮を検討し、関連する教職員がチームとなって対応している。2017(平成 29)年の1事例は、メンタルヘルス問題を抱える学生で、グループワークや臨地実習について個別の配慮を行った。2024(令和 5)年の1事例は、車椅子を必要とする学生で、入学前に 1 人で移動が困難な場面・状況を確認して入学後に支援した。いずれの事例においても、本人の了承を得て、教員や学生に支援や協力を要請し体制を整えた。</p> <p>開学時から学外の臨床心理士による学生カウンセリングを、メールでの予約制で受けられるようにしている。なお、近年は、個人でクリニックを受診する学生が増えたためか、利用する学生が少ない傾向である。</p> <p>コロナ禍では、陽性者や濃厚接触者が授業参加できなくなった場合、公休扱いにした。</p> <p><b>4)学生支援(経済的な支援を必要とする学生への支援)</b></p> <p>文部科学省の高等教育の修学支援新制度による授業料減免制度と、本学独自の授業料減免制度を設けている。希望する学生及び大学院生は、毎年半期毎に申請書を提出し、前年度の経済状態に応じて 3 区分(満額免除、2/3 免除、1/2 免除)が決定される。また、授業料を納付期限までに納付困難な学生は、分納又は納付猶予制度を活用することができる。</p> <p>奨学金制度としては、独立行政法人日本学生支援機構奨学金(貸与奨学金、給付奨学金)や、香川県看護学生修学資金を活用することができる。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の初年度に、全学生の経済状況調査を行い、困窮している学生がいなかったことを確認した。また自治体の社会福祉協議会から寄付された食糧を、希望する学生に配布した。</p> <p>本学には、学生の福利厚生の実施及び教育振興に寄与することを目的として、学生の保護者等を会員とする後援会がある。毎年、納入される後援会会費によって、学生の保険加入、国試模擬試験、課外活動、予防接種費用、遠隔地の実習旅費、記念行事等に係る費用を支援している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>国や社会の動向に応じて学生支援体制を改善し、学生支援の組織化の改善もできている。</p>
<p>優れた点</p>	<p>学生委員と教務委員の分担によって、学修と生活を分けて支援を行っていたが、「学生本位」という視点に立ち返って、学修と生活を統合した支援にした。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>遠隔システムの容量不足で接続不良が頻回に生じているので改善する必要がある。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	関係事項	
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	香川県立保健医療大学 HP <a href="#">「学生便覧」</a>
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	香川県立保健医療大学 HP <a href="#">「学生便覧」</a> <a href="#">学生・教職員連絡会議運営要領</a>
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	香川県立保健医療大学 HP <a href="#">「学生便覧」</a> 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 留意事項 障害学生支援について
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	香川県立保健医療大学 HP <a href="#">「学生便覧」</a>
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	香川県立保健医療大学 HP <a href="#">「学生便覧」</a>



## Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

## 1) 自己分析活動の状況

<p>本学は、2004（平成16）年、香川県が設立する唯一の大学として、保健医療学部看護学科と臨床検査学科の2学科を有する小規模の4年制大学として開学した。その後、2009（平成21）年に保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程を開設した。2017（平成29）年には、研究科を臨床検査学専攻と看護学専攻の2専攻に再編し、臨床検査学科に博士後期課程を設置し、2019（平成31）年には、看護学科に博士後期課程を設置した。さらに看護学科では、2022（令和4）年度より大学院での保健師・助産師の養成を開始した。</p> <p>博士後期課程の設置を期に、保健医療の専門職という両学科の共通性を踏まえて、「教授会」、「委員会」を運営しつつ、看護学と臨床検査学の各々の学問と実践の特性を前提とした「各学科」と「各専攻」の接続を図りながら教育研究活動を展開している。そして、それぞれの教育研究活動上の成果や課題の共有、ならびに委員会との連携を確認しながら、大学全体の内部質保証を担うのは、「学長、副学長（研究科長）、学生部長、図書館長、各学科長、各専攻長、事務局長」で構成される運営会議である。そして、毎年、大学運営に関する業績を「大学概要」に報告書として整理し、県内有識者等による評議会で評価を受けている。また、内部質保証については外部機関による認証評価を受けている。</p> <p>本学では、これまでに大学基準協会による外部認証評価を2010（平成22）年と2017（平成29）年の2回受審し、この受審結果を受けて改善に取り組んできた。2017（平成29）年の受審における指摘事項は、「シラバスの記載の充実」「学生支援の適切性の検証」「大学院FDの充実」であった。</p>	<p>そこで、学部における「学生本位の教学マネジメント」を目指して、運営会議において現状分析と改善策を検討し、以下の事項を実施した。</p> <p>まず、委員会の運営状況を点検した。「教務委員会」は教育課程と成績管理、「学生委員会」は学生生活支援、「進路支援委員会」は進路支援と、3つの委員会の分担が、学生の主体的な「学修・学生生活・進路選択」の活動の統合を妨げていた点が問題であった。それに加えて、学生個人やクラスに関わる教員の支援方法にも基準がなく支援体制に不備があった。</p> <p>そこで、両学科長が「教務委員会」に入り、委員会と各学科の教育活動の接続を図りつつ、「シラバスの充実」を通して学科の教育改善に取り組んだ。また、学生部長は、教務委員会での審議内容を踏まえて学生委員会を運営し、学生支援体制の見直しを図った。その結果、学生が主体的に自分の「学修・生活・進路」を管理決定し、それを教職員が支援するしくみとして、『「学修・キャリア」ポートフォリオ』の導入に至った。また、県立大学として県内就職率の向上という課題があることから、事務局に就職コーディネーターを置き、進路支援委員会の活動を充実させた。なお、これらの教育活動を評価するため、学生を対象としたアンケート調査を実施し、各学年末に学生の意見を収集し改善点を見出した。</p> <p>「大学院FDの充実」に向けては、研究指導技術より教員の研究力の向上が不可欠である。本学では、教員の研究水準を現わす1つの指標を外部資金（科研費等）の獲得と捉えて、科研費申請率と採択率の推移及び外部資金の獲得状況と研究業績を分析して、今後の課題を明確にした。</p>
---	--

## 2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	学生が学修活動をセルフマネジメントする『「学修・キャリア」ポートフォリオ』の導入【学習成果】	37
2	県内就職率向上に向けた進路指導の充実	38
3	『学生を対象にした教育評価アンケート調査』に基づく教育改善への取組み【学習成果】	39
4	外部資金（科研費等）獲得による研究水準向上への取組み	40
5		41

### 3) 自己分析活動の取組み

<b>タイトル</b> (No. 1)	学生が学修活動をセルフマネジメントする『「学修・キャリア」ポートフォリオ』の導入
<b>分析の背景</b>	<p>本学では、開学以来、学生委員会が、入学時に「私のアルバム（記載内容：私のこと、健康手帳、研修の記録、レポート等、個人活動、読書歴、履歴書）」を配布して記載を促してきた。しかし、2年毎の学生委員の活動報告では「私のアルバムが活用できていない」が継続していた。そこで、2020（令和2）年度から、ディプロマ・ポリシーを目指した学修活動について継続的に自己評価を記載して、担当教員との面接に有効活用できる資料となるように『「学修・キャリア」ポートフォリオ』に変更した。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>教務委員会は教育課程の運用と成績管理を担当し、学生委員会は学生生活の運用を担当し、進路支援委員会は進路選択の支援を担当していた。このような委員会の分掌の分担が、効果的な学生の学修活動の支援を妨げていた。教務事務が半期ごとに成績表を封筒に入れて学生個人に配布するが、その成績表には科目毎の評価（優・良・可・不可）が記載されるのみであり、授業料減免を申請した学生のみ自分のGPAを知ることができていた。また教員は、担当学生が相談しない限り成績を把握する機会はなく、学生の自己責任のもとで成績管理や進路決定をしていた。このような支援体制下において、学生委員会が作成した「私のアルバム」には、学修成績を見直す内容を入れていなかったために活用できていない状態が続いた。</p> <p>そこで、運営会議で検討し教授会の議を経て、入学後から学生自身が卒業時到達目標（ディプロマ・ポリシー）を意識して、主体的継続的に学修活動を自己管理するために、2020（令和2）年度から『「学修・キャリア」ポートフォリオ』を導入することになった。「私のアルバム」は、冊子の紙媒体に直接手書きで記載する方法であったために記載の自由度がなかったことから、学生ができるだけ自由に入力できる様式とした。</p> <p>【『「学修・キャリア」ポートフォリオ』の導入実施と評価】</p> <p>入学時に、シラバスを配布する際、『「学修・キャリア」ポートフォリオ』のファイル（カリキュラムマップと科目ディプロマ・ポリシー対応表を含む）を配布し、目的・意義と活用方法を書いた冊子で説明した。学生は、半期ごとにユニバーサルパスポートの個人成績一覧表と、科目成績一覧表（各科目の平均点、最高点、最低点）を印刷してファイルに綴じる。次に、学生は「ポートフォリオ様式」をダウンロードして、「成績上位安定科目」「成績中間科目」「成績下位低迷科目」に該当する科目を記入する。そして、これらの科目に対する学修成果アセスメントを記入する。また、自己アピールできる「レポート、実習、研究」を自由に記入する。これらの記載内容を総括して、半期ごとの自分の「課題・目標・具体策」を記入する。さらに、ディプロマ・ポリシー各目標に対する現時点の自己評価を記入する。その他の活動記録には、国試模試結果、進路選択と就職活動は必ず記入し、サークル活動やボランティア活動は自由に記入する。さらに、自分の健康管理の資料（健康診断の結果、ワクチン接種情報）をファイリングするようにした。</p> <p>以上の記載内容に基づいて、担当教員との半期ごとの面接に臨み、自己の学修上の課題や進路選択を相談することにした。2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの経過を評価した。2022年度末の卒業時アンケートでは、この取組みに対する学生の満足度は、看護学科：約7割、臨床検査学科：約9割であった。臨床検査学科はクラス担任2名で20人の学生対応が可能であるが、1学年70人の看護学科では、担任以外の多数のアドバイザー教員が関わるために、その関わりに差が出ていたと考えられた。そのため、2023（令和5）年度から、担当教員の関わりが統一できるように、ポートフォリオ使用マニュアルに面接方法の記載を加えて改善を図った。学生委員会（ポートフォリオファイルの配布と説明）と、教務委員会（ユニバーサルパスポートの成績管理）と、進路支援（ポートフォリオに基づく面接）の連携ができるようになった。</p>
<b>自己評価</b>	<p>開学以来の「教務」「学生」「進路支援」の委員会活動が学生本位でなかった点を問題として認識し、学生主体の支援活動になるように改善を図った。「学生の第一義的な活動は学修である」という原点に立ち返り、ディプロマ・ポリシー策定とユニバーサルパスポート機能拡充を機会に、学生が主体的にアクティブラーニングに取り組めるような仕組みを作って機能させた点が評価できる。</p>
<b>関連資料</b>	<a href="#">『「学修・キャリア」ポートフォリオ』について</a>

<b>タイトル</b> (No. 2)	県内就職率向上に向けた進路指導の充実																																																			
<b>分析の背景</b>	<p>本学は、地域の保健医療活動をリードするため、主体的に実践できる人材を少しでも多く地元の香川県に輩出することを目指している。そのために、開学時より入学定員の半数を県内高校推薦型選抜者にして県内就職率50%以上を維持してきた。しかし、2015（平成27）年度に50%以下に低下したため、様々な取り組みを行い、2021（令和3）年度には70%に近い成果を出すことができた。</p>																																																			
<b>分析の内容</b>	<p>本学では、開学以来、進路支援委員会が中心となって医療施設からの職員募集やインターンシップ参加募集を学生に情報提供して、県内就職率50%以上を維持してきた。しかし、県外就職する県内出身者が増えたため2015（平成27）年度に46.9%に低下した。そこで50%以上の回復を目指して以下の対策に取り組んだ。</p> <p><b>1) 就職コーディネーターの常設</b></p> <p>開学以来、学生への個別進路支援は、クラス及びゼミ担当教員が適宜行っていたが、2016（平成28）年度に県立病院を定年退職した看護管理者を「就職コーディネーター」として事務局に常設した。就職コーディネーターは、面接希望学生を募集して面接日程を調整し個別面接を実施した。面接では学生の迷いや不安を傾聴すると共に、学生の希望や適性に合った就職先の情報提供をして学生の自己決定を支援した。その結果、2017～2020年度は55～88件/年、2021～2022年度は321～503件/年と、年々、利用する学生が増加した。また、県立病院出身者である就職コーディネーターとの個別面接によって、県内就職を検討する学生が増えたと考える。2020（令和2）年度からのコロナ禍によって県外移動が困難になり、県内就職を検討する学生が増えて県内就職率向上につながったのではないかと推測する。</p> <p><b>2) 大学内における県内医療施設就職ガイダンスの実施</b></p> <p>これまで、香川県健康福祉部が、大学外で単独で医療施設就職ガイダンスを実施して、希望学生が参加していた。2017（平成29）年度から県内就職率向上を目指して、進路支援委員会及び本学事務局と健康福祉部が連携して、県内約20医療施設による就職ガイダンスを大学内で実施した。就職試験は4年次の5月頃から開始するため、主に3年生を対象に医療施設の情報提供を行った。まず、県内就職に関する全体説明をして、次に、学生個人が自由に、各医療施設ブースを回って人事担当者と面接し対話できるようにした。このように、個別施設と学生個人の対面場面を設けたことも、県内就職率向上に影響したのではないかと考える。</p> <p><b>3) 在学生と卒業前4年生との交流会の実施</b></p> <p>これまで、卒業生を学内に招致して、参加希望する在校生を対象に、医療施設で働く姿を話してもらって質疑応答する機会を設けていたが、就職先決定の助けになるには不十分であった。そこで、2018（平成30）年度より、就職先を決めた4年生と就職先を決める段階にある3年生の交流を図る機会を設けた。特に、県内就職を決めた4年生の考えや意思決定に関する情報提供を行ったことで、迷っている3年生の県内就職の検討を促したのではないかと考える。</p> <p><b>4) その他の要因</b></p> <p>県内高校推薦型選抜を入学定員の半数としていることから、県内就職率は多くても50%と見積もっていたが、2021（令和3）年度68.0%、2022（令和4）年度67.6%と飛躍的に向上した後、2023（令和5）年度56.3%となった。これは、2022（令和4）年度まではコロナ禍の影響に加えて、2019（令和元）年度入学生から一般選抜で入学する県内出身学生の割合が増加したことが要因ではないかと考える。その後、コロナが5類となった2023（令和5）年度は県外就職希望者が増加したものの56.3%と一定維持していることから、地域包括ケアシステム構築に向けて、地域貢献できる人材育成について、高校生に積極的にアピールしていることも一要因ではないかと推測する。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <b>表 卒業生の就職者状況</b> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">卒業 者数</th> <th rowspan="2">就職 希望者数</th> <th colspan="3">就職者数</th> </tr> <tr> <th>県内就職者数</th> <th>県外就職者数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2017</td> <td>87</td> <td>76</td> <td>37(48.7)</td> <td>39(51.3)</td> <td>76(100.0)</td> </tr> <tr> <td>2018</td> <td>85</td> <td>75</td> <td>41(54.7)</td> <td>34(44.3)</td> <td>75(100.0)</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>84</td> <td>70</td> <td>38(54.3)</td> <td>32(45.7)</td> <td>70(100.0)</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>91</td> <td>79</td> <td>43(54.4)</td> <td>36(45.6)</td> <td>79(100.0)</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>85</td> <td>75</td> <td>51(68.0)</td> <td>24(32.0)</td> <td>75(100.0)</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td>90</td> <td>71</td> <td>48(67.6)</td> <td>23(32.4)</td> <td>71(100.0)</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>89</td> <td>71</td> <td>40(56.3)</td> <td>31(43.7)</td> <td>71(100.0)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	卒業 者数	就職 希望者数	就職者数			県内就職者数	県外就職者数	合計	2017	87	76	37(48.7)	39(51.3)	76(100.0)	2018	85	75	41(54.7)	34(44.3)	75(100.0)	2019	84	70	38(54.3)	32(45.7)	70(100.0)	2020	91	79	43(54.4)	36(45.6)	79(100.0)	2021	85	75	51(68.0)	24(32.0)	75(100.0)	2022	90	71	48(67.6)	23(32.4)	71(100.0)	2023	89	71	40(56.3)	31(43.7)	71(100.0)
年度	卒業 者数				就職 希望者数	就職者数																																														
		県内就職者数	県外就職者数	合計																																																
2017	87	76	37(48.7)	39(51.3)	76(100.0)																																															
2018	85	75	41(54.7)	34(44.3)	75(100.0)																																															
2019	84	70	38(54.3)	32(45.7)	70(100.0)																																															
2020	91	79	43(54.4)	36(45.6)	79(100.0)																																															
2021	85	75	51(68.0)	24(32.0)	75(100.0)																																															
2022	90	71	48(67.6)	23(32.4)	71(100.0)																																															
2023	89	71	40(56.3)	31(43.7)	71(100.0)																																															
<b>自己評価</b>	就職コーディネーターによる面接、県内医療施設就職ガイダンス、卒業直前4年生との交流会等の評価を行い、改善、向上への取組を計画し次年度の行事に反映させている。以上概ね良好な状態で判断できる。																																																			
<b>関連資料</b>	進路支援年間計画 <a href="#">卒業後の進路状況</a> ・ <a href="#">進路支援委員会による進路相談窓口</a>																																																			

<b>タイトル</b> (No. 3)	『学生を対象にした教育評価アンケート調査』に基づく教育改善への取組み
<b>分析の背景</b>	2019(令和元)年度入学生の看護学科新カリキュラム導入から、全学的に学生の主体的学修を促す教育改善に取り組むこととなった。そこで、2019(令和元)年度入学生が卒業する2022(令和4)年度末に、卒業時アンケート調査を実施した。調査の柱は、「ディプロマ・ポリシーに沿った自己評価」、「授業科目に対する充実感・役立ち感の評価」、「大学の学生支援に対する評価」とした。しかし、卒業時の学生が、過去4年間の全授業科目や教育環境を評価するのは難しく改善点の抽出に至らなかった。そこで、2023(令和5)年度末からは、看護学科は、「ディプロマ・ポリシーに沿った自己評価」、「カリキュラム評価」、「大学の学習環境に対する評価」を柱とするアンケート調査を実施し、臨床検査学科は、「ディプロマ・ポリシーに沿った自己評価」、「臨地実習に対する充実度」、「学習支援に対する評価」を柱とするアンケート調査を実施して、改善課題を抽出した。
<b>分析の内容</b>	<p>アンケート作成起案は、各学科のカリキュラム検討メンバーが行い、各学科で協議し、運営会議で共有した。2023年度末・卒業時アンケート調査(2020年度入学生)の分析結果について、学科別に示す。</p> <p><b>1. 看護学科</b></p> <p>ディプロマ・ポリシー24項目に対する自己評価を5段階で聞いた。24項目の「身についたと強く思う・思う」と認識した割合は、100%～68.6%の範囲で高い傾向にあり、ディプロマ・ポリシーの妥当性が確認できた。特に、学生は看護の対象者の健康状態のアセスメントができるようになったという認識が高かった。〈1位「看護の対象を生活者として・・・健康課題をアセスメントできる(100%)」。2位「看護の対象の健康状態について・・・アセスメントできる(97.2%)」。これに比較して、国内外の社会への関心(23位)や地域に根づいた看護を創造する(24位)ことは難しかったようである。</p> <p>カリキュラム・ポリシー10項目に対して5段階で聞いた。10項目の「強く思う・思う」と評価した割合が91.5%～72.9%の範囲で高い傾向でカリキュラム・ポリシーが学生に伝わっていることが確認できた。1位は、「根拠に基づく看護が展開できる能力を育成する」(91.5%)で、最下位10位は『「学内の講義・演習」と「臨地実習」が関連づけられた』(72.9%)であった。学内学習と臨地実習の関連づけが教育上の課題と考えられる。</p> <p>これらと比較して、大学の学習環境に対しては評価が低い傾向にあった。教員評価の4項目に対しては、「強く思う・思う」の割合が51.5%～61.4%であり、認識の肯定と否定は約半々に割れた。カリキュラムを展開する教員の教育研究能力の向上が課題である。「ポートフォリオ」、「ユニバーサルパスポート」、「実習室」の活用については、導入したばかりの学年であり、今後さらに活用方法の改善に取り組む必要がある。物理的環境面では「学生食堂」が最も大きな問題であった。しかしながら、多くの学生は「大学生生活に満足」(70%)し、「本学に入学して良かった」(81.4%)と思い、「自分の成長を実感」(88.5%)していた。</p> <p><b>2. 臨床検査学科</b></p> <p>ディプロマ・ポリシー16項目に対する自己評価を4段階で聞いた。16項目の「身についたと思う」と認識した割合は、100%～95%の範囲で高い傾向にあり、ディプロマ・ポリシーの妥当性が確認できた。しかし「現状に対する問題意識をもち、探求すべき科学的課題を自ら見出す」「問題解決のための実践的な方法を立案できる」は、「あまり身につけていない」が15.8%であったため、自らが積極的に問題解決に取り組む能力の育成が課題と考えられる。「国際感覚を備え、臨床検査を通して、地域社会に広く貢献できる能力」は、昨年度よりも向上した。臨地実習に対する「充実度・役立ち感」は良好であった。ユニバーサルパスポートの活用と施設設備に不満を持つ学生がいたが、全ての学生が、本学の教育に満足していた。</p> <p>カリキュラム・ポリシーに対する学生評価や人的学習環境に対する学生評価については、質問項目の精選について今後の検討課題とする。</p>
<b>自己評価</b>	2023(令和5)年度、アンケート項目を修正して課題が把握できた
<b>関連資料</b>	卒業時学生カリキュラムアンケート結果

<b>タイトル (No. 4)</b>	外部資金（科研費等）獲得による研究水準向上への取組み																																																						
<b>分析の背景</b>	<p>本学では、外部資金（科研費等）の獲得を教員の研究水準を現わす1つの指標と考えていることから、毎年度初めに研究委員会が科学研究費助成事業（以下、科研費）の申請件数と採択率についてデータを収集、解析し、教授会で結果を報告している。また、科研費及び科研費以外の外部資金の獲得状況や教員の研究業績に関して、年度末に全教員がサーバーに詳細を入力し、その集計結果は冊子の大学概要に記載している。さらに大学HPの年報には、研究課題名及び交付・補助金額に関する情報も含めて公開している。</p>																																																						
<b>分析の内容</b>	<p><b>1) 科研費</b></p> <p>図に科研費申請率と採択率の推移を示した。申請率は、ほぼ横ばいの推移を示しているが、採択率については、2022（令和4）年度を除くと、2019（令和元）年度から右肩上がりに上昇している。この要因として、研究委員会が主体となって科研費獲得に関する研修会を2018（平成30）年度から隔年で開催してきた効果が表れていると考えられる。なお、2023（令和5）年度は採択率が36.4%で、2022（令和4）年度の13.6%から大幅な回復が見られた。</p> <p>採択率回復の要因は、①科研費研究成果を出し、その継続研究で新規申請をしたこと、②研究組織を学外にも広げ、研究内容の拡充を図って申請したこと、③若手教員は、科研費実績がある教授を中心とした組織的な支援体制のもとで申請書作成に取り組んだ、と推測する。また、看護学と臨床検査学では、申請書記載の留意点が少し異なるため、2023（令和5）年度は、学科別に講師を招致して研修会を開催したことも一因と考える。</p> <p><b>2) 科研費以外の外部資金</b></p> <p><b>表 外部資金の受け入れ状況</b></p> <table border="1" data-bbox="300 1003 1412 1178"> <thead> <tr> <th rowspan="2">表 区 分</th> <th colspan="2">2019年度</th> <th colspan="2">2020年度</th> <th colspan="2">2021年度</th> <th colspan="2">2022年度</th> <th colspan="2">2023年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>科研費</td> <td>15件</td> <td>15,132千円</td> <td>19件</td> <td>28,990千円</td> <td>25件</td> <td>28,916千円</td> <td>27件</td> <td>25,090千円</td> <td>29件</td> <td>22,347千円</td> </tr> <tr> <td>*科研費以外</td> <td>15件</td> <td>17,181千円</td> <td>13件</td> <td>19,202千円</td> <td>6件</td> <td>13,765千円</td> <td>3件</td> <td>3,900千円</td> <td>5件</td> <td>4,560千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30件</td> <td>32,313千円</td> <td>32件</td> <td>48,192千円</td> <td>31件</td> <td>42,681千円</td> <td>30件</td> <td>28,990千円</td> <td>34件</td> <td>26,907千円</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>*厚生労働科学研究費補助事業、国立研究開発法人科学技術振興機構からの受託研究、奨学寄附金、受託研究、学外共同研究の合計</small></p> <p>に科研費及び科研費以外の外部資金の推移を示した。科研費以外の外部資金に関して過去5年間で平均すると、平均8.4件、11,722千円の外部資金を年間獲得している。この数字は科研費の平均23件、24,095千円と比べて、金額として約半分（48.6%）で、科研費とともに、教員の研究活動をベースに、科研費以外の外部資金も積極的に獲得されていることが考えられる。</p> <p><b>3) 外部資金獲得と研究業績の関連</b></p> <p>表に合計区分として示したように、外部資金の合計獲得件数及び合計金額は安定した推移を示している。一方、公開されている教員の研究業績データにおいて、①学術論文等の年度推移は、2019（令和元）年度：54件、2020（令和2）年度：76件、2021（令和3）年度：61件、2022（令和4）年度：41件、2023（令和5）年度：49件で、②国際及び国内学会発表の年度推移は、2019（令和元）年度：98件、2020（令和2）年度：56件、2021（令和3）年度：81件、2022（令和4）年度：74件、2023（令和5）年度：76件、となっており、安定した外部資金の獲得を背景に、研究水準も一定のレベルを確保出来ていることが推察される。</p>	表 区 分	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		件数	金額	科研費	15件	15,132千円	19件	28,990千円	25件	28,916千円	27件	25,090千円	29件	22,347千円	*科研費以外	15件	17,181千円	13件	19,202千円	6件	13,765千円	3件	3,900千円	5件	4,560千円	合計	30件	32,313千円	32件	48,192千円	31件	42,681千円	30件	28,990千円	34件	26,907千円								
表 区 分	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度																																														
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																													
科研費	15件	15,132千円	19件	28,990千円	25件	28,916千円	27件	25,090千円	29件	22,347千円																																													
*科研費以外	15件	17,181千円	13件	19,202千円	6件	13,765千円	3件	3,900千円	5件	4,560千円																																													
合計	30件	32,313千円	32件	48,192千円	31件	42,681千円	30件	28,990千円	34件	26,907千円																																													
<b>自己評価</b>	<p>科研費については、科研費獲得に関する具体的な研修会の実施、申請書の個別指導、学内外の研究チームに所属して研究成果を蓄積したこと等が採択率に影響しているため、これらを今後も継続し、研究委員会を中心となって採択率データを追跡していく。科研費以外の外部資金についても積極的に獲得しているが、一部の教員だけが獲得している状況がうかがえる。今後は科研費以外の外部資金に関する公募情報の積極的な周知など、申請件数の増加に繋がる支援が必要である。さらに、教員の研究水準の更なる向上を目指した取組みとして、本学大学院の研究計画書や論文成果の発表会や意見交換会に積極的に参加して、研究に関する見識を高めるように研究委員会を中心となって教員に働きかける。研究委員会を主体とした外部資金獲得に向けた活動内容に関しては、運営会議での検討、教授会・研究科委員会での報告を経て、各専攻の教授から学内教員に周知している。</p>																																																						
<b>関連資料</b>	<a href="#">大学概要</a> 、 <a href="#">年報</a> （大学HP公開）																																																						

タイトル (No. 5)	
分析の背景	
分析の内容	
自己評価	
関連資料	



### Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

## 1) 特色ある教育研究の状況

<p>           本学は、地域の保健医療をリードする人材を育成し、地域のニーズに応える情報発信や教育研究拠点としての活動をするを基本理念としている。本項に示す取組みは、学内委員会、学科・大学院が所管し、その実施内容と評価を運営会議で検討、教授会で報告共有している。2011（平成23）年度に学内に設置した地域連携推進センターでは、地域住民や保健医療従事者等に向けて様々な地域貢献活動を展開してきた。本取組みは、過去2回受審した大学基準協会による外部認証評価において高い評価を受けた。地域社会に貢献する開かれた大学として当初から継続実施している地域住民対象の健康増進活動とともに、県内保健医療従事者への支援も発展させ毎年複数の事業を展開している。これら地域連携推進活動は、教員と自主的な参加を希望する学生を中心に実施し、学生は活動に参画することで自己成長と地域基盤の実践活動の意義を確認できた（No. 1）。         </p> <p>           そこで、看護学科では地域包括ケアに貢献できる人材育成を目指した2020（令和2）年度導入の新カリキュラムにおいて、地域連携推進活動を県内全域に拡大、多様化した地域支援活動を実践的に学ぶ地域健康サポーター実習を必修科目に設定、学生全員が自らの関心に基づき地域住民・関係者と協働した活動を実施し学びを深めている（No. 2）。一方で、医療ケアの多様化・複雑化に対応できる県内保健医療従事者の育成、臨床現場の質向上への貢献が課題であったことから、2020（令和2）年度より地域の研究拠点となるべく県内保健医療従事者と本学教員が共同で実施する地域連携型共同研究を実施する体制を整えた（No. 3）。そして、2022（令和4）年度には、基本理念にある地域の保健医療をリードする実践者の育成を実現するため大学院に実践者養成コースとして「公衆衛生看護学」「助産学」を同時に開設した。保健師・助産師両教育課程において地域包括ケアを合同で学ぶ教育科目を設置するなど特徴ある教育を行っている（No. 4）。         </p> <p>           これらは、地域の保健医療の発展に寄与するなど「県民         </p>	<p>           に一目置かれる大学」としての特色ある教育・研究・地域貢献の活動であり、4活動の概要を示す。         </p> <p> <b>No. 1 地域住民及び保健医療従事者と協働する地域連携推進活動：</b>地域連携推進活動は、主に地域住民を対象とした学生と教員が協働して多様なフィールド活動を展開する事業と、教員が県内の保健医療従事者への支援と協働による地域貢献を目的として実施している。活動内容は組織的な展開となっており、大学から採択事業として例年約5～6事業に予算配置がなされている。         </p> <p> <b>No. 2 学生主体で地域活動を創造・参画し実施する地域健康サポーター実習：</b>地域を学びの場として学生が自律性と創造性を発揮し実施する体験型学修として実施している。学生は自律性と創造性を発揮する実践活動から満足感と達成感を得ると同時に、地域住民からも肯定的な評価を得ている。地域のニーズに応じた保健医療活動ができる人材育成を目指した取組みである。         </p> <p> <b>No. 3 保健医療機関との地域連携型共同研究について：</b>地域の保健医療従事者と本学教員が研究テーマを共有し、研究プロセスを共同で展開することにより、地域の保健医療専門職のスキルアップを支援し、臨床現場の質の向上を目的とした事業である。年に1回、学内研究報告会を9月頃に開催し、研究プロジェクトの進捗状況を含めた研究成果を発表する場を設けているが、今後さらに地域の教育研究拠点として発展することを目指しており、地域の保健医療の発展に寄与する取組みとなっている。         </p> <p> <b>No. 4 実践者養成コース：公衆衛生看護学と助産学の合同で学ぶ地域包括ケア：</b>公衆衛生看護学と助産学の学生が合同で履修する科目として「地域包括ケア特論」「地域包括ケア実習」を配置し、学内演習での協働学習を実施し、地域包括ケアの実際を学んでいる。これは、両コースの学生相互の学びを深めるとともに、保健事業の企画運営を通して地域住民への健康支援に寄与している。         </p> <p>           これら事業は、各活動を大学HPで発信するとともに、報告書等を作成し公表している。         </p>
---	---

## 2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

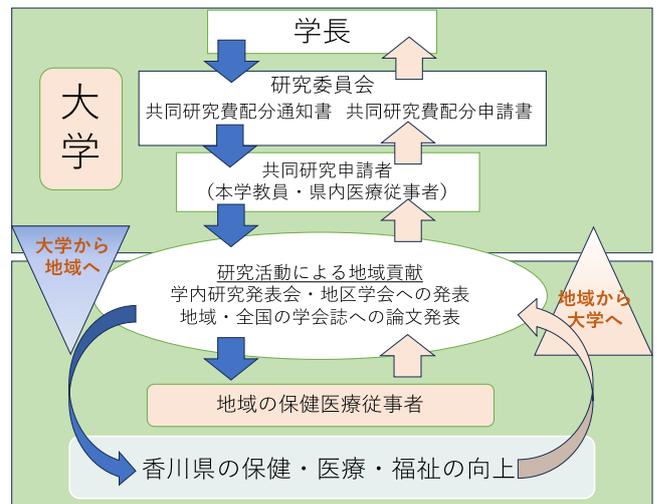
No.	タイトル	ページ数
1	地域住民及び保健医療従事者と協働する地域連携推進活動	45
2	学生主体で地域活動を創造・参画し実施する地域健康サポーター実習	46
3	保健医療機関との地域連携型共同研究について	47
4	実践者養成コース：公衆衛生看護学と助産学の合同で学ぶ地域包括ケア	48
5		49

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 1)	地域住民及び保健医療従事者と協働する地域連携推進活動
<b>取組の概要</b>	<p>本学は、香川県の保健医療の充実を図り、県民に一目置かれる大学を目指す県立大学である。開学当初より地域連携・社会貢献についての期待は高く、地域貢献活動に力を入れている。また、本学の基本理念に基づき地域社会に貢献する開かれた大学とするために、2011(平成 23)年度に学内に地域連携推進センターを設置し、センター長及び構成員を配置し、全学の教員の協力の下、地域住民や保健医療従事者等に向けて、大学HPへの掲載や関係機関への個別通知を行いながら地域貢献活動を展開し、県民の健康増進と福祉の向上に努めている。また本学学生を対象に健康サポーター養成講座を開催し受講した学生に対して認定証を授与し、学生と教員が協働し学内活動及び地域のイベント等での体力測定や健康度測定等のフィールド活動を展開している。更に地域連携推進センターでは教員の地域連携事業の推進のため、予算確保を行い、毎年採択事業として事業助成を実施している。</p>
<b>取組の成果</b>	<p>地域連携推進センターとしての採択事業は、2023(令和5)年度は、主に地域住民対象の事業として2事業、保健医療従事者対象の事業として3事業を展開するとともに、採択事業以外にも多くの活動を展開している。</p> <p><b>住民①「地域子育て支援研究会」</b>では、2005(平成 17)年度より大学近郊にある子育て支援センターを拠点として、年6回程度の講座及び子育て相談を実施している。コロナ禍においても子育て支援センターや住民の要望もあつたことから回数は減らしたものの継続実施し、子どもをもつ母親から多くの支持を得ている。</p> <p><b>住民②「Living Japan Kagawa 研究会」</b>は2021(令和3)年度より県内の留学生のヘルスリテラシー向上のために「やさしい日本語講座」等の講座を受講後、血圧測定や健康アセスメント等の実践活動を学生とともに実施している。2023(令和 5)年度は92名の留学生を対象に講義及び健康測定を実施した。</p> <p>また、本学の所在する牟礼町は、2006(平成 18)年度の高松市との合併以前から、住民活動が活発な町であり、様々な地域組織活動をコミュニティセンターや地区単位で実践展開しており、現在もその風土は残っている。牟礼コミセン祭りでの「健康まるごとチェック」(2023(令和 5)年度 112名参加)、「元気になるうディ」での体力測定(2023(令和 5)年度 160名参加)、「古高松健康まつり」の健康チェック(2023(令和 5)年度 26名参加)等の活動を、地区組織メンバーと学生がともに展開し、住民からも好評を得ている。</p> <p><b>保健医療従事者①「在宅ケア学びあい塾」</b>では、2017(平成 29)年度より、県内の在宅ケアに関わっている専門職の実践能力の向上や多職種ネットワーク等を目的に訪問看護の専門職や関係者への年5回の学習会を開催している。2023(令和 5)年度はオンライン開催により、5回の研修会で延べ147名の参加があつた。</p> <p><b>保健医療従事者②「かがわメンタルヘルス研究会」</b>では、2011(平成 23)年度より、精神疾患に関わる看護職と学生が自由にディスカッションすることや、専門看護師のセミナー等により精神看護について理解を深める活動を実施し、2023(令和 5)年度には44名の参加がありアンケート結果も高い評価となっている。</p> <p><b>保健医療従事者③「病院看護部【部署の教育担当者】への問題解決支援」</b>は、2023(令和5)年度より新規に開始したもので、県内の病院における教育担当スタッフの指導力向上及び教育計画評価等の課題解決に向けての支援活動として集合研修・施設内のコンサルテーションを開始した。</p> <p>更に上記以外にも、香川県内の臨床で勤務している臨床検査技師に対して「地域の臨床検査技師スキルアップ支援事業」として技術的向上のための研修会も開催している。2023(令和4)年度は、17名の参加があり、参加者アンケートから研修による理解について高い結果が報告されている。また、保健師課程においては2010(平成 22)年度より、保健師として就職した卒業生を対象に「根若会」を設立し、同窓会の支援を受けながら、研修会や事例検討会を年3回程度開催し、卒後の実践能力向上への一助となっている。</p>
<b>自己評価</b>	<p>これらの活動は、各担当教員から学内外で実践報告や研究として発表するなど、教育への還元にも繋がっている。更に地域連携センターが設置されてからは、活動内容は組織的に展開される様になり、個々の教員レベルだけでなく、他の領域や学科の教員と共に活動は実施されており、学内の連携が活発になってきている。また2023(令和5)年度より、活動に従事した学生の学びや課題を集約しており、次年度に反映していく予定である。今後は地域住民や保健医療従事者からの意見もデータ化及び可視化することを検討中である。採択事業は単年事業であるが、多くの活動が継続的に実施されており、例年の結果や評価をもとにブラッシュアップされながら実施されており、今後も継続して活動していく予定である。</p>
<b>関連資料</b>	地域連携推進センターによる活動、地域連携推進センター運営要綱、運営委員会規程、令和5年度地域連携推進センターフィールド活動に参加した学生の振り返り、令和4年度「地域連携事業」報告書 <a href="#">香川県立保健医療大学雑誌第7巻</a>

<b>タイトル (No. 2)</b>	学生主体で地域活動を創造・参画し実施する地域健康サポーター実習
<b>取組の概要</b>	<p>学部教育目標である「地域や国際社会の特性や問題を広い視野で理解し、多様な保健・医療・福祉の課題に適切に対応し、保健医療の向上に主体的に貢献できる人材を育成する」の達成に向け、地域を学びの場として学生の自律性と創造性を発揮し実施する体験型学修を展開している。学部1・2年生を中心に、地域連携推進センターの所管事業である健康サポーター養成講座の事業に参加するなど学部全体で実施している。健康サポーター養成講座は正課外で希望する学生の参加であるが、看護学科では2020(令和2)年度入学生から「地域健康サポーター実習」を必修科目に位置づけ、前述の養成講座に加えて学生全員が地域での健康支援活動を行っている。本実習は、県内各地の地域事業に学生が参画するだけでなく、学生主体で企画した活動も創造しながら多様な取組みを行っている。</p>
<b>取組の成果</b>	<p><b>(1) 保健医療学部1・2年生を対象に、地域健康サポーター講座を核に体験型学修を実施</b></p> <p>年1回健康サポーター講座を開催し、年平均約40～50名の学生が受講している。健康教育や身体測定技術などの講義と演習を受講した上で、両学科の学生が協働して地域での健康教室や地区のふるさとまつり、学内で開催しているいきいき健康広場やライフサイエンス教室での健康支援活動を実施している。参加学生の満足度は高く、地域住民を対象とした実践での達成感も得ているなどの成果がある。</p> <p><b>(2) 看護学科の地域健康サポーター実習の展開</b></p> <p>本実習は、看護学科2年次から4年次までの3年間で、学生が自由時間を用いて自ら実習計画を立案し2単位(10日間)で実施している。本実習は、①地域住民の健康生活を支援する「地域健康サポーター」として、<u>学生自ら地域住民との活動を企画・運営・実施するなど創造的活動であること</u>、②既存の<u>教員が実施している地域貢献活動や住民活動に主体的に参加すること</u>、③<u>学年を超えた全学的交流と学生間の支援・相談を経験し、学生相互の学びあい</u>を特徴とする体験型学修である。</p> <p>活動実績としては、県内の様々な地域で行っている子育て支援や障がい児者への支援、高齢者の居場所づくり活動、県内在住外国人への健康支援、災害支援、山間地域の独居高齢者への訪問や買い物支援をはじめ、地域健康サポーター講座を基盤に継続する形で展開している活動もあり、2021(令和3)年度は10事業、2022(令和4)年度は18事業、2023(令和5)年度は25事業の活動を実施した。毎年4月初旬に報告会を実施、報告会は午前中に全体プレゼンテーション、午後はグループごとにブース形式での交流会を実施し、3年生から2年生、1年生に対して活動紹介を行い、先輩から後輩への学年を超えた活動継承と仲間づくりの場としている。報告会等の企画・運営も学生中心で実施している。学生アンケートの結果、「学生の力でも地域に貢献できると実感」「異世代や多様な交流を通して人との関わり方や配慮を学んだ」「自ら活動を企画する難しさと面白さを実感」などの学びがあり、事業関係者からも肯定的な評価を得ている。本取組みは地域のステークホルダー(行政機関やNPO、保健医療福祉職、地域住民等)との連携と協働が不可欠であるため、事業ごとに打合せと実施検討を適宜行い、その内容を実習運営に活かしている。併せて可能な場合は、学内で実施する実習オリエンテーションや報告会にも参加してもらい、学生への助言とフィードバックをもらうなど活動開始時から報告評価までの一連において連携する体制を取っている。</p>
<b>自己評価</b>	<p>本学は県立大学として地域に貢献する使命を負う保健医療大学であり、高齢化の進行している県の状況、地域の健康課題に対して、学生が地域へのアウトリーチ活動である体験型学修を通して学ぶ実習の意義は多く、学生自身の評価や地域のステークホルダーの評価からも地域の活性化や地域住民の健康支援となっているものと評価できる。実施形態は既存の活動への参加のみでなく、香川県各地で活動している多様な役割をもつ専門職と非専門職のステークホルダーと各々の地域の課題を共有した上で学生が主体で企画・運営する活動も多く、学生の自律性と創造性を発揮する機会であると評価できる。今後の課題として、引き続き県内地域との連携を強化し継続的な実施と情報発信を行い、当学部の目標である保健医療の向上に主体的に貢献できる人材の育成を達成していきたい。</p>
<b>関連資料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学HP: <a href="#">学校生活の紹介</a>(授業紹介—地域健康サポーター実習2023(令和5)年度・2022(令和4)年度・2021(令和3)年度報告会・授業紹介「地域健康サポーター実習の紹介」等)</li> <li>・2020(令和2)年度入学生における4か年の実習報告書(看護学実習要項、シラバス、香川県立保健医療大学雑誌14巻(地域健康サポーター実習の紹介))</li> </ul>

<b>タイトル (No. 3)</b>	保健医療機関との地域連携型共同研究について
<b>取組の概要</b>	<p>本学は「地域のニーズに応える保健医療に関する情報発信や教育研究拠点として活動する」を基本理念の一つに掲げている。2020（令和2）年度より、臨床現場の質の向上を目的とした本学独自の支援活動として、保健医療機関との共同研究（地域貢献関係）推進事業に取り組んでいる。本活動は、研究委員会が所掌事業として中心的に関わっており、地域の保健医療従事者と本学教員が研究テーマを共有し、現場の技術支援を行いながら研究成果を学会・論文発表へ展開する事で、専門職のスキルアップ支援を行っている。</p>
<b>取組の成果</b>	<p>本学は、地域連携推進センター事業、公開講座、香川県看護協会・臨床検査技師会との協働健康教育などの情報発信やボランティア活動を行っている。一方、地域の教育研究拠点としての活動は学術的な研究も必要である。本学は臨床現場の質の向上を目的とした独自の支援活動として、2020（令和2）年度より共同研究（地域貢献関係）推進事業実施要領を設け、本学教員と学外の保健医療福祉の専門職とで共同研究（地域貢献関係）推進活動を行っている（共同研究（地域貢献関係）推進活動体制図）。</p> <p>具体的には、本学教員と学外の保健医療福祉の専門職とで研究テーマを考え、研究委員会・学長へ共同研究配分申請書を提出し、共同研究配分通知書を受け取り、倫理審査等の審査後に研究をスタートする。なお、学外研究者の研究体制が十分にとれるように、研究期間を2年間で長く設定している。</p> <p>研究結果については、年に1回（9月頃）、研究委員会が中心となり、学内研究報告会を開催し、研究プロジェクトの進捗状況を含めた研究成果を発表している。</p> <p>2023（令和5）年度の研究発表会では、「病いをもつ人とその家族に関する研究」を大島青松園等と、「光療法の有害事象に関する研究」、「<i>Edwardsiella tarda</i> のヒトに対する病原機構の解明」を香川大学医学部附属病院と、「骨髄異形成症候群におけるマルチカラーを用いた微小残存病変の検出」を坂出市立病院と、「希少糖アルロース摂取による脂肪組織増大抑制効果の分子メカニズムの解明」を滝宮総合病院の専門職と共同研究を行った成果を報告した。</p> <p>これら研究は、現場の技術支援を行いながら、地域の学会や研究会への発表や香川県臨床検査学会誌、本学の学術雑誌への投稿を目指している。また、研究の参加者が学習意欲を高め、本学大学院への進学を考慮できるようにし、さらなる専門職のスキルアップ支援を行う。</p> <p>本活動は、特色のある取組みとして始めたばかりであるが、将来的に香川県の多職種間連携型共同研究として定着させたいと考えている。そのためには、共同研究者へのアンケート調査による意見収集、研究発表会の方法、地域から本学への研究課題の提案など、双方向性のあるフィードバック体制の構築と、学会発表、学術論文など本活動の実績調査が必要である。</p>
<b>自己評価</b>	<p>本活動は、少しずつ成果が現れて来ているが、研究発表会の方法等を検討し、研究成果を地域の専門職へアピールする必要があると考える。今後は、地方学会・研究会への発表や本学の学術雑誌への論文投稿を目指し、様々な医療従事者と研究の場を設けるとともに、研究委員会が共同研究の募集や採択等に関しても積極的に関与して、地域の教育研究拠点としての地域連携型共同研究活動を推進していきたい。</p>
<b>関連資料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">共同研究（地域貢献関係）推進事業実施要領</a></li> <li>・ <a href="#">香川県立保健医療大学リポジトリ</a></li> <li>・ <a href="#">香川県立保健医療大学学内委員会規程</a></li> </ul>



「共同研究（地域貢献関係）推進活動」体制図

<b>タイトル (No. 4)</b>	実践者養成コース：公衆衛生看護学と助産学の合同で学ぶ地域包括ケア
<b>取組の概要</b>	<p>本学は、2004(平成16)年度より2011(平成23)年度まで、学部において看護師・保健師養成と、10人の選択制で助産師養成を行ってきた。2012(平成24)年度には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、保健師養成を学部20人の選択制とするとともに、助産師養成については10人定員の助産学専攻科を開設して1年間の助産師教育を行ってきた。2019(令和元)年度からは、臨床看護実践能力の強化を図るため、看護師養成に限定した看護基礎教育をスタートさせた。これに伴い、保健師教育と助産師教育を2022(令和4)年度から大学院に移行し、看護学専攻博士前期課程実践者養成コースにおいて保健師教育と助産師教育を同時に開始した。なお、実践者養成コースのカリキュラムについては、実践者養成コースの全体会議で検討・共有し、研究科専門委員会の審議を経て、研究科委員会で決定している。</p>
<b>取組の成果</b>	<p><u>1. 大学院化した理由</u></p> <p>本学は県内唯一の県立大学として、少子高齢多死社会の進展、虐待や災害・新興感染症などの発生、女性の生涯にわたる健康支援の重要性などから、県民から専門性の高い対応能力を有する保健師・助産師の育成を期待されている。そこで、地域社会の求める保健師・助産師を輩出するために、大学院を拡充して、教育内容の充実を図ることとした。</p> <p><u>2. 大学院で目指すべきところ</u></p> <p>実践者養成コースでは、①専門職としての<b>責務遂行能力</b>、②科学的根拠に基づく<b>看護・助産実践能力</b>、③<b>課題探求解決能力</b>、④<b>連携・協働能力</b>、⑤<b>地域貢献力</b>をディプロマ・ポリシーに挙げており、高度な看護実践力を備えたリーダーシップを発揮する人材を輩出するために、課題研究科目・専門共通科目・専門領域科目(実践者養成コース共通科目を含む)30単位に加えて、国家試験受験資格取得に必要な科目31単位を配置した。大学院教育で目指す人材像は、公衆衛生看護学では、研究力を備えた高度な公衆衛生看護実践力を修得させ、社会が直面する健康課題や未知の「健康への脅威」に立ち向かう判断力や行動力、多職種との連携協働力を発揮できるとともに、地域住民が安心して暮らせる地域づくりの組織者として、アドバンス・ケア・プランニング(ACP)や地域の健康課題を科学的根拠に基づいて抽出し解決策を提言できる保健師である。また、助産学では、助産師としての高い倫理観を持ち女性の生涯にわたる健康生活支援と安全で安心できる確かな助産技術と助産実践上の課題に取り組むための研究力を備えた自律した助産実践能力を有する助産師である。</p> <p><u>3. 公衆衛生看護学と助産学の合同で学ぶ地域包括ケア</u></p> <p>実践者養成コースの特色は、これからの看護実践に必要とされる地域包括ケア、特に母子を中心とした「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」について実践活動を通して学ぶ科目として、公衆衛生看護学と助産学の学生が合同で学修する共通科目を配置していることである。</p> <p>本コースでは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められている専門科目31単位に加えて、公衆衛生看護学と助産学の学生が合同で履修する科目として「地域包括ケア特論」「地域包括ケア実習」(8単位)を配置することにより、同じ対象者(母子と家族)、同じフィールドで実習することが可能となる。このことにより、周産期から地域生活への課題や地域生活から周産期への課題を共有でき、理念的に理解している「切れ目のない支援の必要性」を具体的に理解できる効果が期待できる。</p> <p>地域包括ケア実習では、助産学の学生が助産学実習で受け持った事例を産後1か月から公衆衛生看護学の学生と共に受け持ち、受け持ち事例への支援(家庭訪問に同行、4か月児相談への参加、対象者のニーズに沿った保健事業の企画・実施等)を通して、児の成長発達及び母親の健康状態と家族状況をアセスメントし、生活の場に応じた支援を学修している。地域包括ケア実習は履修期間が長期となる為、随時大学HPで授業紹介し、支援の実際や対象者であるお母様の意見及び学生の学び等を公開している。</p>
<b>自己評価</b>	<p>1年間の継続した地域包括ケア実習を通して、妊娠期からの切れ目のない支援の必要性、乳児の成長発達と母親の健康状態と家族状況をアセスメント私生活の場に応じた支援を学ぶことができ、ディプロマ・ポリシーの「地域貢献力」「連携・協働力」に必要な学生の行動が表れていると考える。今後は、学習成果を評価して教育内容の改善に努めたい。</p>
<b>関連資料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院実践者養成コース3つのポリシー、カリキュラム体系図等 (<a href="#">公衆衛生・助産</a>)</li> <li>・2023年度実習要項：保健医療学研究科博士前期課程実践者養成コース、</li> <li>・<a href="#">香川県立保健医療大学2023大学院案内</a> ・香川県立保健医療大学雑誌第8巻</li> </ul>

タイトル (No. 5)	
取組の概要	
取組の成果	
自己評価	
関連資料	

